

産業構造審議会 知的財産分科会 財政点検小委員会

【資料】特許特別会計の財政運営状況等

第11回 令和7年11月25日

目次

目次

1. 第11回財政点検小委員会で取り扱う内容
2. 2025年度上半期の出願・審査請求動向
3. 令和6年度決算及び剰余金
4. 令和8年度概算要求
5. 財政規律の見直しについて
6. 予実管理（財政シミュレーションの更新及び財政管理ダッシュボード）
7. 情報公開（特許特別会計レポート）

1. 第11回委員会で取り扱う内容

第11回財政点検小委員会で取り扱う内容

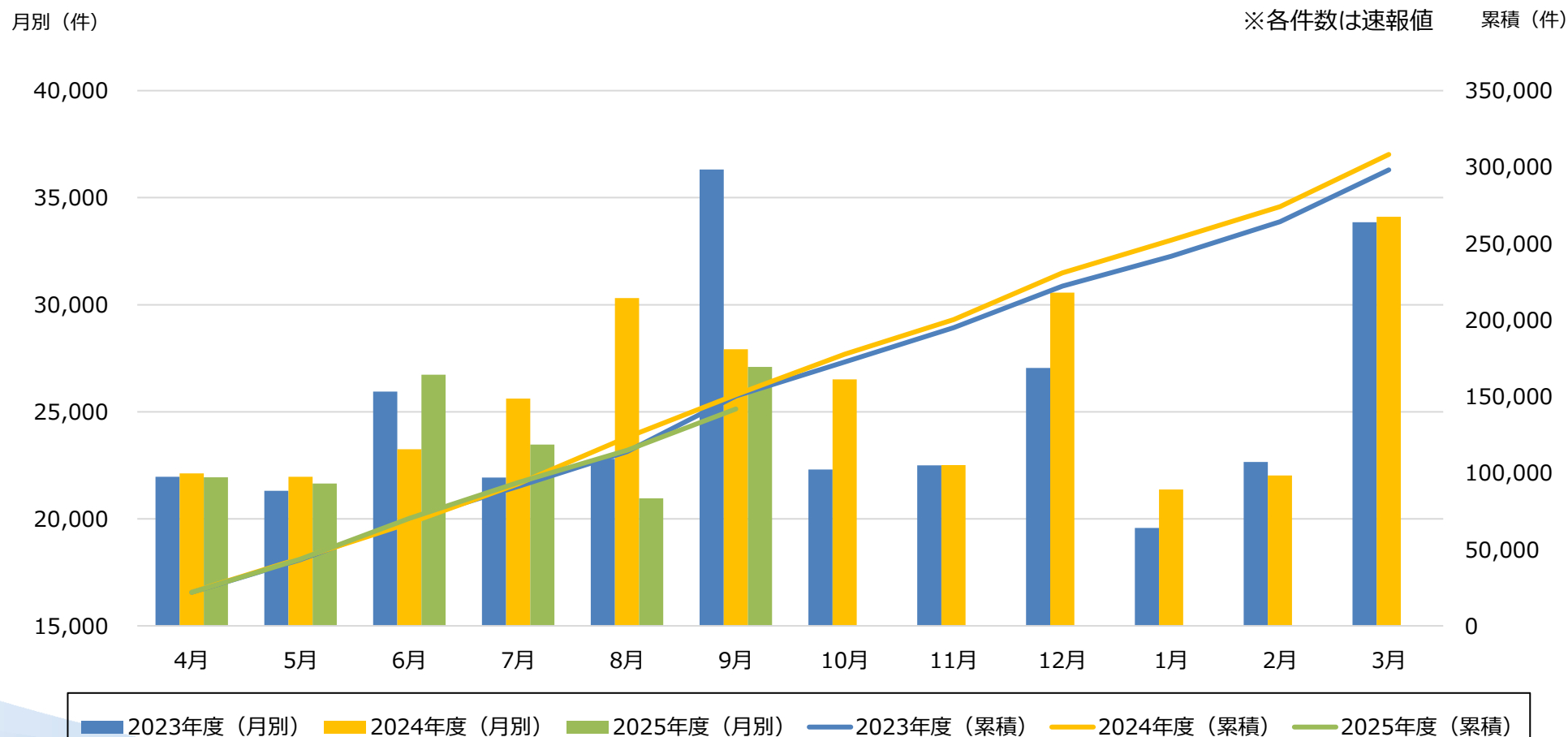
- 第11回財政点検小委員会では、以下の内容について御報告・御説明するとともに、**財政規律の見直しの可否等について御議論いただく。**

		秋（10～11月）	春（4～6月）
報告事項	歳出	・ 前年度（FY）の決算	・ 前年度（FY）の事業実施状況
	歳入	・ 前年度（FY）の決算	・ 前年度（FY）の出願実績等に基づく歳入見通し
	剰余金	・ 前年度（FY）決算での剰余金の状況	・ 剰余金の状況（見込み）
	予実管理	・ 実施状況を点検（ダッシュボード） ・ 財政シミュレーションの更新	・ 実施状況を点検（ダッシュボード）
	予算	・ 次年度（FY）概算要求の報告 ・ 財政規律の見直しについて	・ 予算の報告 ・ 次年度（FY）概算要求について
御議論いただきたい事項		・ 歳入と剰余金の状況を点検 ・ 財政規律の見直しの可否 ・ （必要に応じて）更なる歳出削減の可否	・ 報告を踏まえた議論

2. 2025年度上半期の出願・審査請求動向

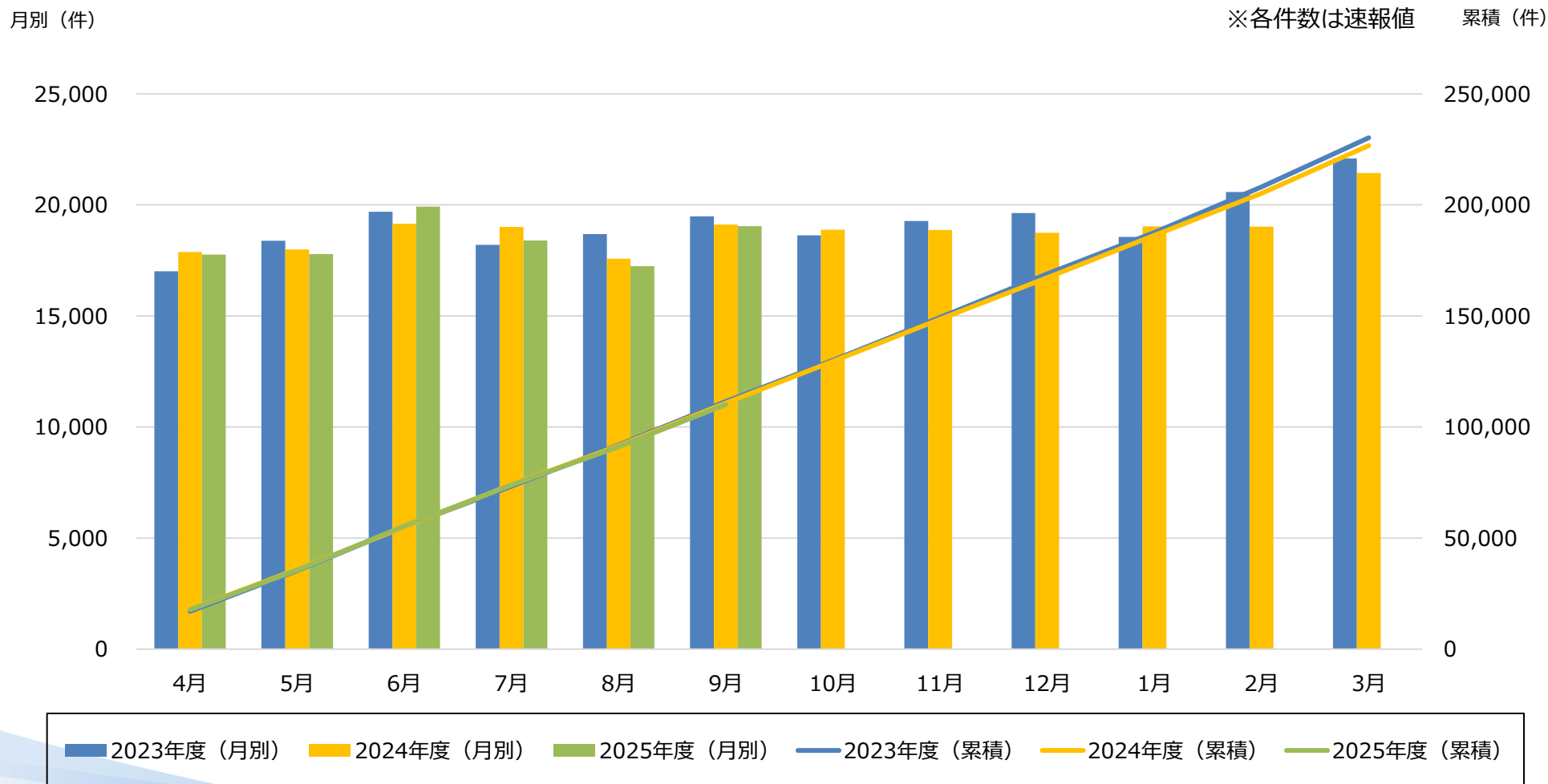
特許出願件数動向

- 特許出願件数は、2025年度上半期は前年度同期比で-6.2%であり、大きく減少。これは、特定の企業による大量出願が上半期の段階では生じていないためであるが、引き続き下半期の動向を注視する。



特許審査請求件数動向

- 特許審査請求件数は、2024年度は、前年度比で微減（-1.5%）であったところ、2025年度上半期も、前年度同期比が-0.5%であり、過去の傾向と概ね同様である。

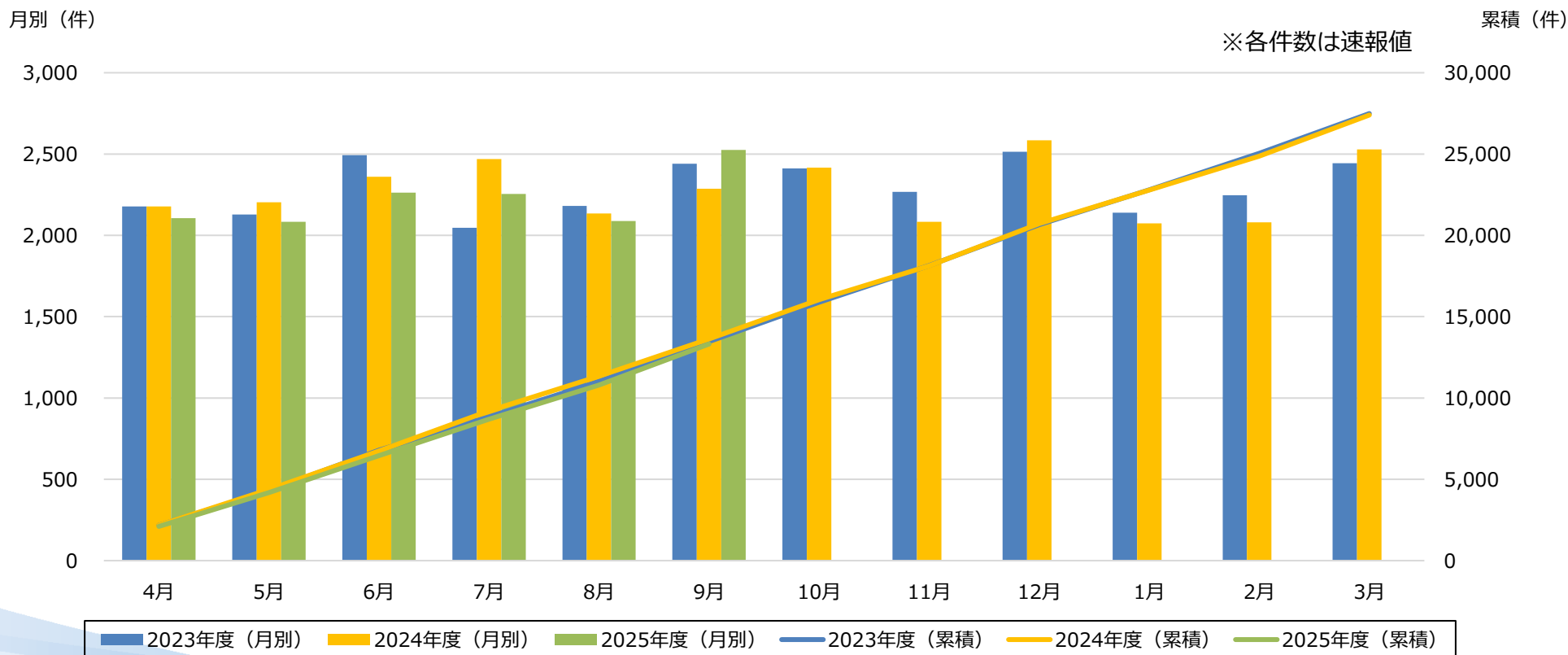


意匠出願件数動向

- 意匠出願件数（国際意匠登録出願は除く）は、近年微減傾向にあったところ、2025年度上半期は、前年度同期比-2.3%であり、過去の傾向と概ね同様である。なお、国際意匠登録出願は、近年増加傾向にあり、前年度同期比で+1.1%である。

※減少傾向の背景（第8回財政点検小委員会（令和6年5月）で示した見通し）

- ✓ 日本企業からの出願件数が開発製品数の減少等により減少傾向にあり、さらに、海外企業からの出願が国際意匠登録出願にシフトしている傾向があることから、今後は微減で推移すると考えられる。



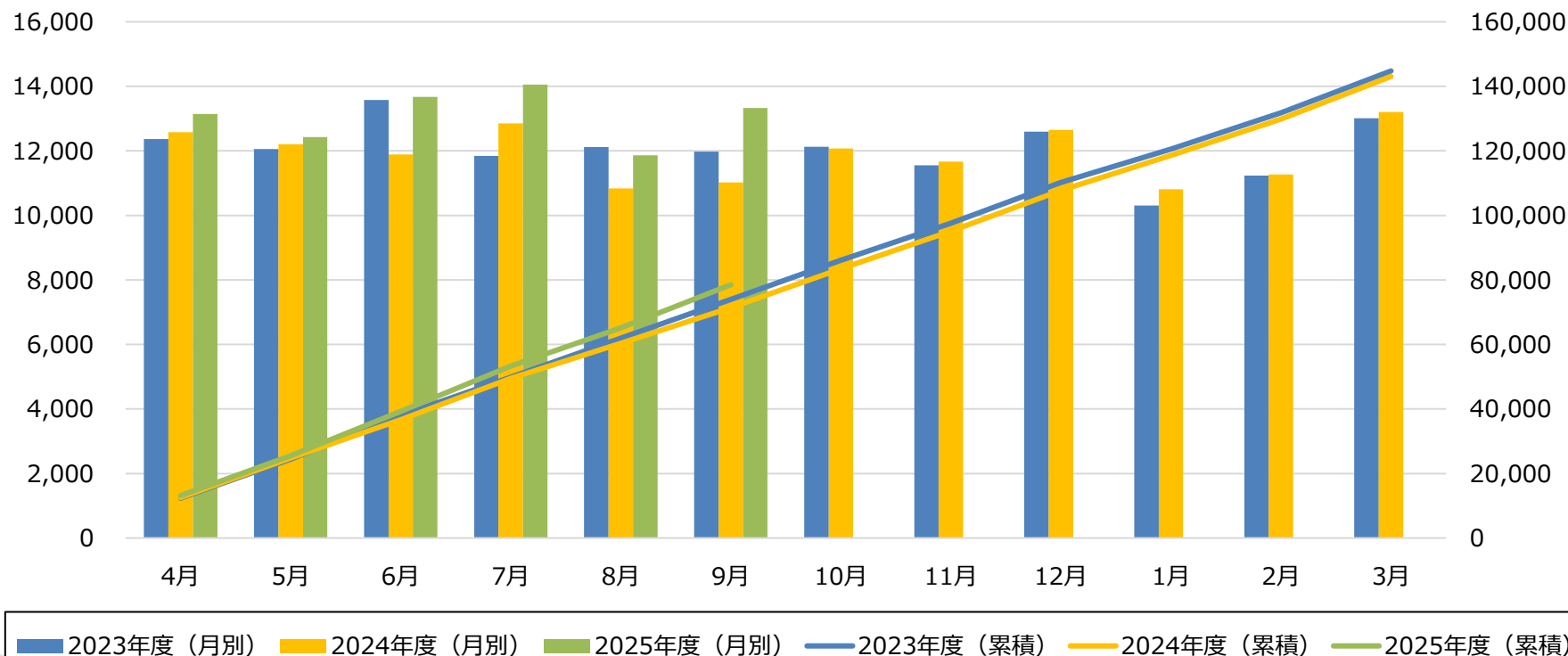
（国際意匠登録出願は除く）

商標出願件数動向

- 商標出願件数（国際商標登録出願は除く）は、2022年度、2023年度、2024年度が、それぞれ、前年度比-9.3%、-1.6%、-1.2%と減少していたところ、2025年度上半期は、前年度同期比で+10%の増加（増加要因は後述）。引き続き下半期の動向を注視する。

月別（件）

※件数は、国際商標登録出願及び料金未納により却下される一部出願を除き、速報値に基づく。 累積（件）



2021年度以降の商標出願傾向について

- 商標出願件数は、2022年度以降減少していたところ、2025年度上半期は前年度同期比で+10%の増加。その要因として、① 2022年度に大幅に減少した海外ユーザーからの出願件数に回復の兆しがみられること、② 国内ユーザーによる出願件数についても、3年連続となっていた前年度比での減少に歯止めがかかりつつあること、が挙げられる。
- 一方で、国内ユーザーによる2025年度上半期の出願件数は、いまだ2023年度上半期と同程度の水準にすぎず、引き続き注視が必要。

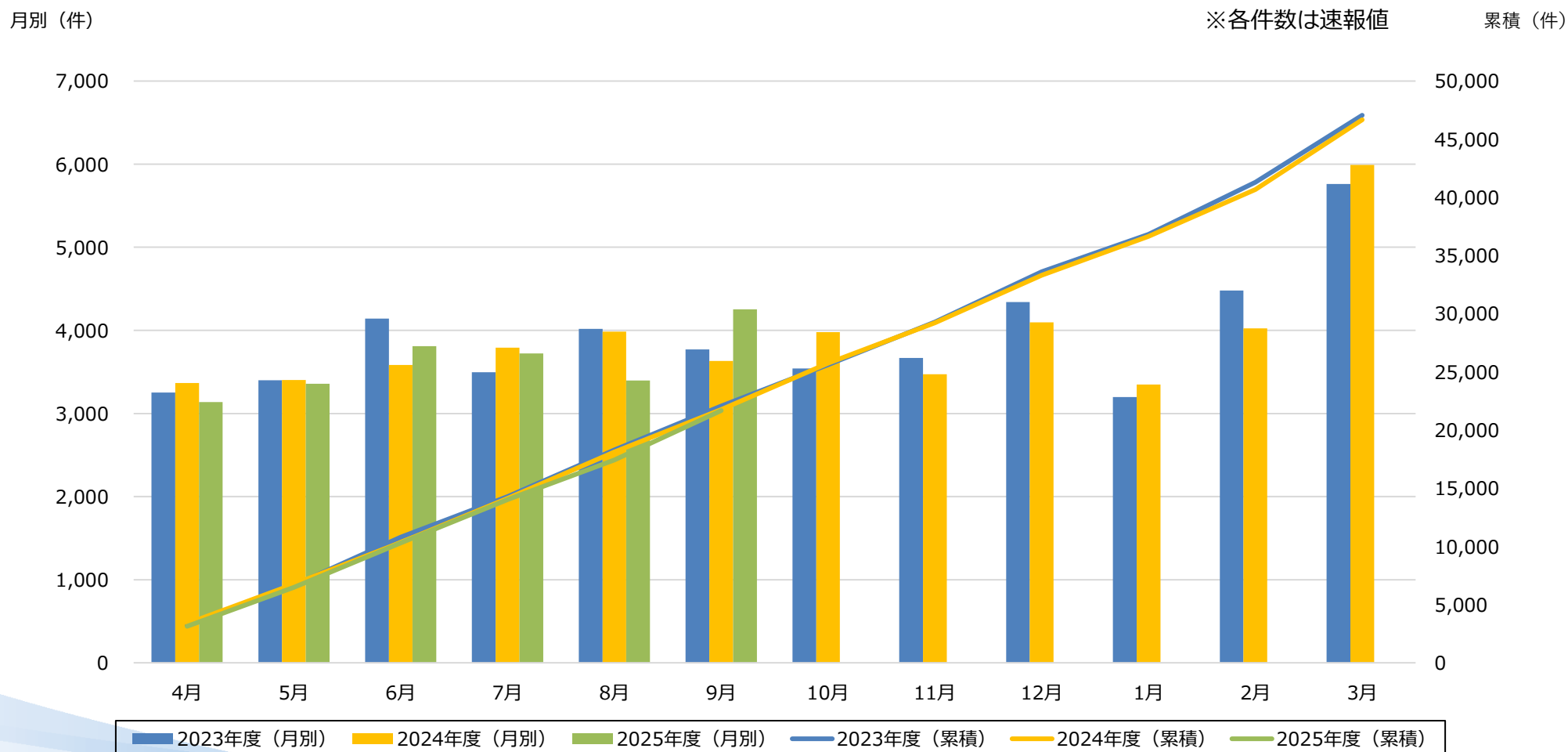
出願人の種別	2021年度から2024年度にかけての増減の要因	2025年度上半期の増加の要因
海外ユーザー	約-22% (2021年度→2022年度) 約+4% (2022年度→2023年度) 約+7% (2023年度→2024年度) 2021年度：30,577件 2022年度：23,959件 2023年度：25,028件 2024年度：26,939件 2022年度にかけて大幅に減少。その後、中国、韓国からの出願を中心に微増傾向で推移。	約+33% ※3 2024年度上半期：13,205件 2025年度上半期：17,527件 増加件数への寄与度としては、中国からの出願が8割。中国からの出願は、いずれの商品・役務分野でも増えており、特に雑貨繊維（被服等）や機械（電子機器等）分野の増加件数が多い。
国内ユーザー	約-12% ※2 2021年度：131,596件 2022年度：123,157件 2023年度：119,742件 2024年度：116,124件 メタバース関連の出願が増加した一方で、コロナ禍で一時的に増加していた薬剤等の出願減をはじめ、全体として、国内ユーザーの出願件数は減少。	約+5% ※3 2023年度上半期：61,018件 2024年度上半期：58,174件 2025年度上半期：60,962件 食品を除く全ての商品・役務分野で増えており、特に雑貨繊維や一般役務（教育やソフトウェアの設計、開発等）分野にて件数の増加がみられる。 メタバース関連の出願も引き続き増加。

※1上記の出願件数は、料金未納により却下される一部出願・国際商標登録出願を除く。2025年度上半期の出願件数は、10月17日取得の暫定値。

※2算出方法：21年度と24年度を比較した増減率 ※3算出方法：24年度上半期と25年度上半期を比較した増減率

PCT出願件数動向

- 国際特許出願(PCT出願)件数は、2024年度は、前年度比で微減（-0.82％）であったところ、2025年度上半期も、前年度同期比が-0.40％であり、過去の傾向と概ね同様。



3. 令和6年度決算見込及び剰余金

令和6年度決算及び剰余金

- 令和6年度の歳入決算額は約1,683億円、歳出決算額は約1,442億円。
- 歳入は、特許料等収入の増加や、INPIT納付金収入（第5期中期目標期間（令和2～5年度）終了に伴う不用返納）があったこと等により増加した。なお、INPIT納付金収入を除く歳入額は約1,630億円。
- 歳出は、前年度からの予算増や前年度予算の繰越（約19億円）の執行等により増加したが、入札効果、執行段階での要件精査等により抑制された。
- 結果として、剰余金は約1,219億円まで増加した。

<歳入>

※端数処理の関係で合計等が一致しないことがある

R5：1,535億円（予算）⇒1,615億円（決算）

R6：1,581億円（予算）⇒1,683億円（決算）

R7：1,608億円（予算）

※令和6年度歳入決算額は、INPIT納付金収入54億円を含む。これを除くと、1,630億円。

<歳出>

R5：1,495億円（予算）⇒1,385億円（決算：執行率92.7%）

R6：1,540億円（予算）⇒1,442億円（決算：執行率93.7%）

R7：1,547億円（予算）⇒1,507億円（9月末時点執行見込：執行率97.4%）

※各年度予算・決算額には前年度からの繰越額を含み。

9月末時点執行見込は、今後執行する可能性があるものを広く含めて推計しているため、実際の執行率は見込を下回ると考えられる。

<剰余金>

R5：788億円（予算）⇒978億円（決算）

R6：1,019億円（予算）⇒1,219億円（決算）

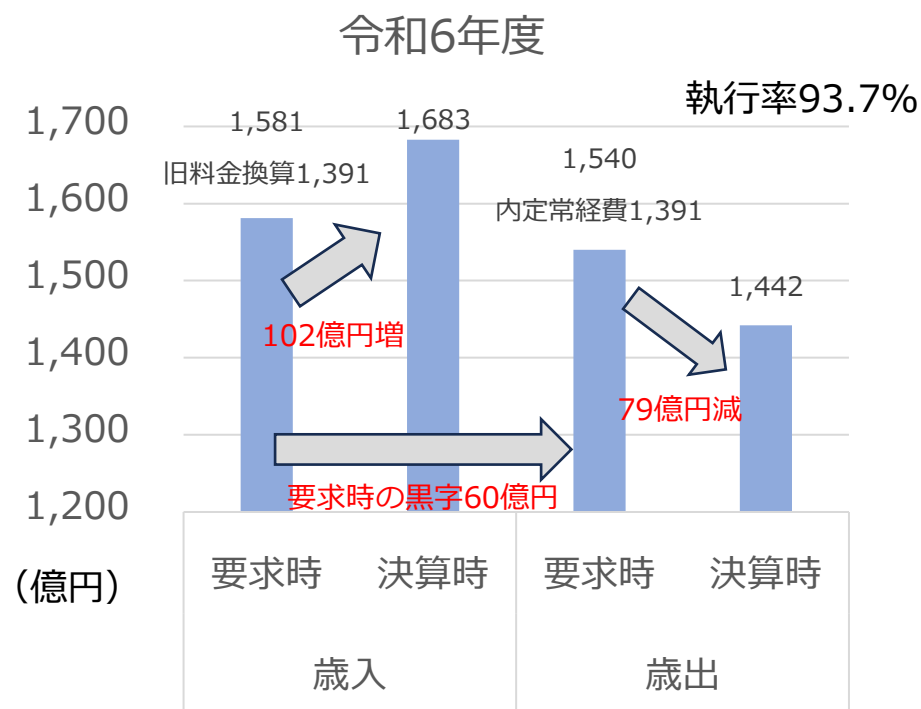
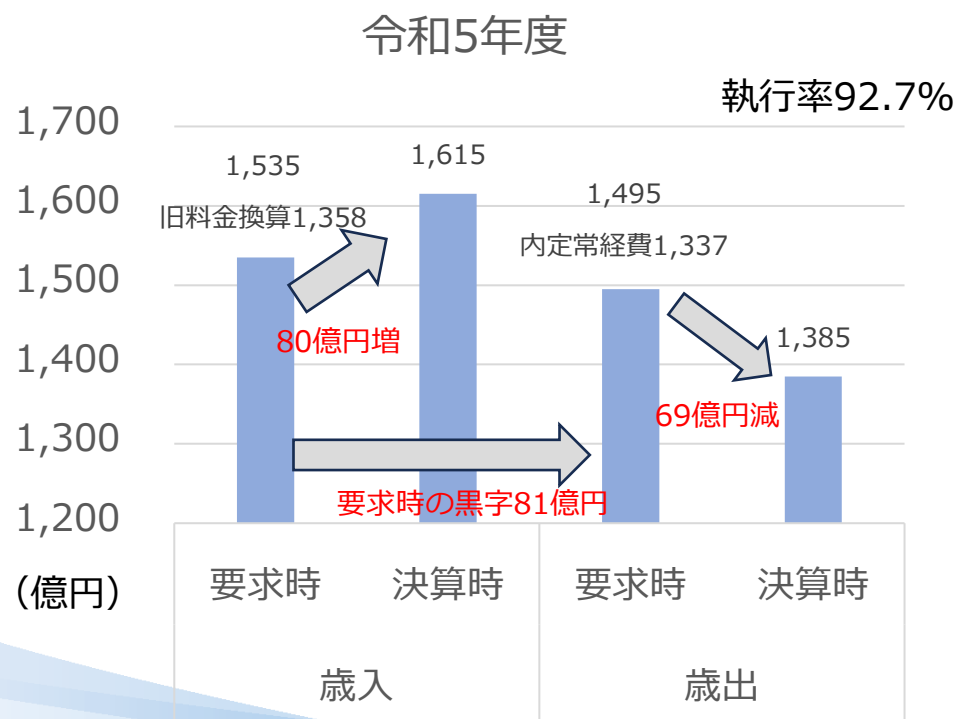
R7：1,280億円（予算）

※各年度予算の剰余金は予算書における記載額（執行率100%を前提に機械的に算出した金額）

直近年における剰余金増額の要因

令和5、6年度については、概算要求時の想定を上回る、特許年金料の増収による歳入の上振れと、入札制度の効果等により一定の執行残が生じる歳出の下振れが、想定を超える剰余金増額の要因となっている。

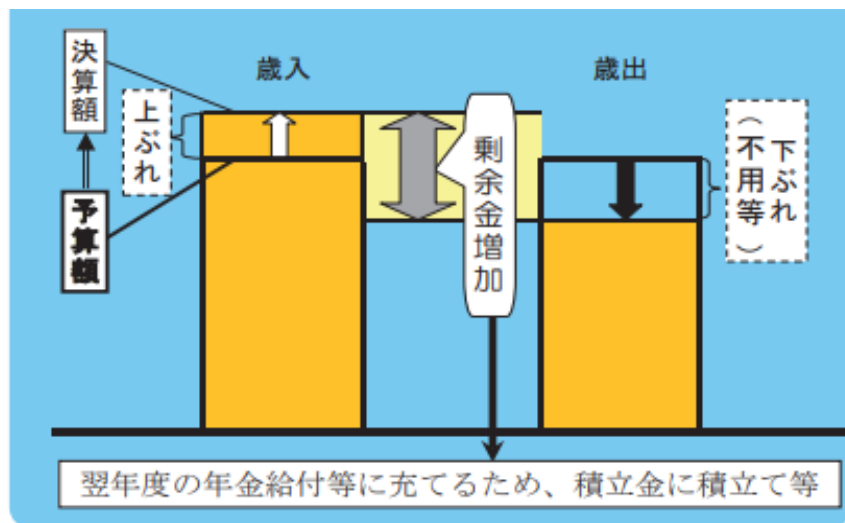
- 令和5年度は230億円の剰余金（要求時の黒字81億円＋歳入増収分80億円＋歳出残執行分69億円）
- 令和6年度は241億円の剰余金（要求時の黒字60億円＋歳入増収分102億円＋歳出残執行分79億円）



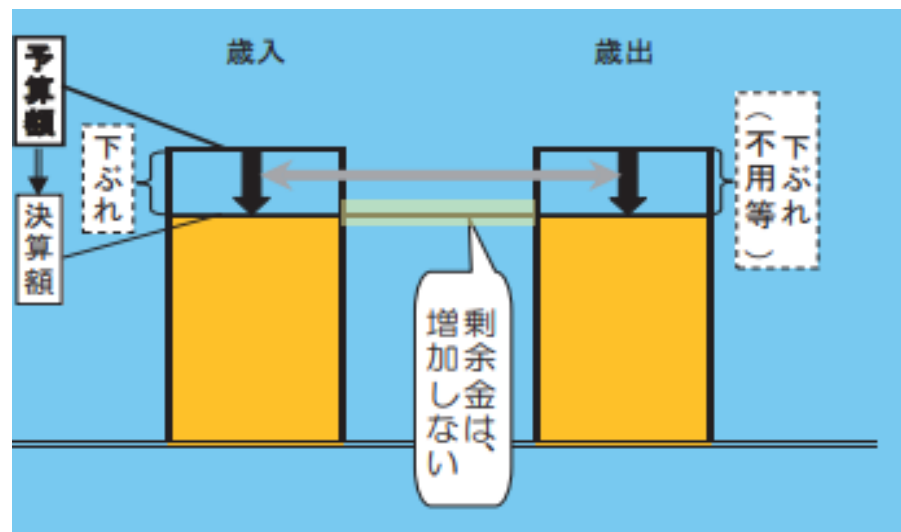
執行率の特性を踏まえた、剰余金に関する考察

- 政府予算は、入札制度があることから、実際の契約時には、入札を行う複数事業者による競争により、予算額よりも小さい契約金額となることが一般的（例えば、令和5年度経済産業省一般会計の決算において、全体の執行率は約86%※1となっている ※1 支出済み歳出額/歳出予算現額より算出。 [（出典）令和5年度各省各庁歳出決算報告書（令和6年11月29日第216回国会提出）](#)）
- 特許庁予算の直近過去2年間の平均執行率は約93%であるところ、仮に歳入見込み額の満額で予算編成したとしても、毎年度約7%の執行残（剰余金増額）が生じることが想定される（歳入見込みが上振れる場合、剰余金はさらに増額（下記1.のケースに該当））。
- ただし、特許特会は過去数年の出願や審査請求の動向を踏まえて、翌年度の歳入見込み額を推計しているところ、予測よりも大幅な権利放棄等が生じた場合に、実際の歳入が、歳入見込み額を下回る可能性があることも勘案する必要がある（下記2.のケースに該当）。

1. 歳出の下振れ（不用の発生等）、歳入の上振れにより、歳入と歳出の差額である剰余金が増加する場合



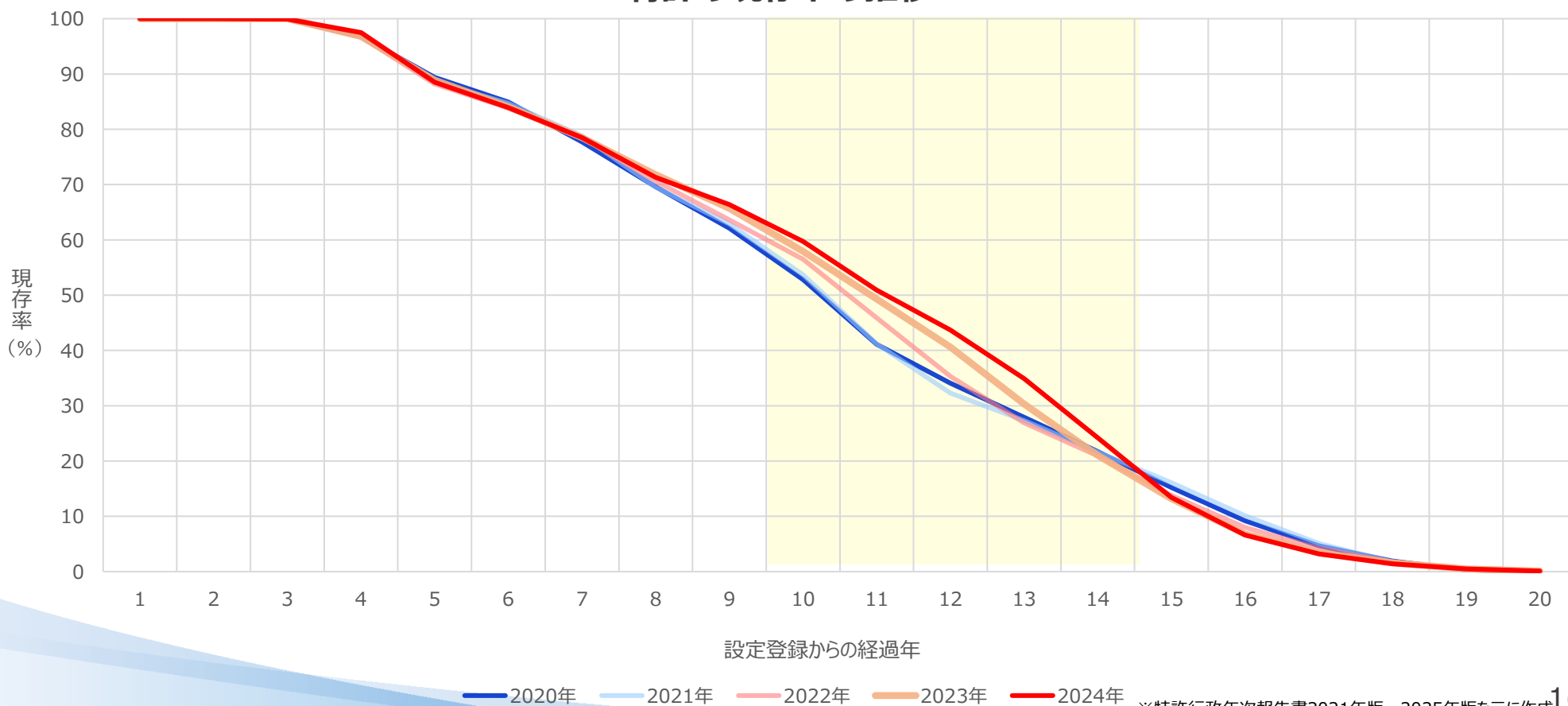
2. 歳出に不用が生じる一方で、歳入も見込みより減少する場合



令和6年度における歳入増（現存率の上昇）

- 令和6年度の歳入増の要因として、令和5年度と同様に特に設定登録後10～14年経過した特許の権利の現存率（特許権の登録件数に対する現存件数の割合）が上昇したことが挙げられる。
- 特許料は令和6年度歳入の約45%を占めており、引き続き現存率の推移に注視する必要がある。

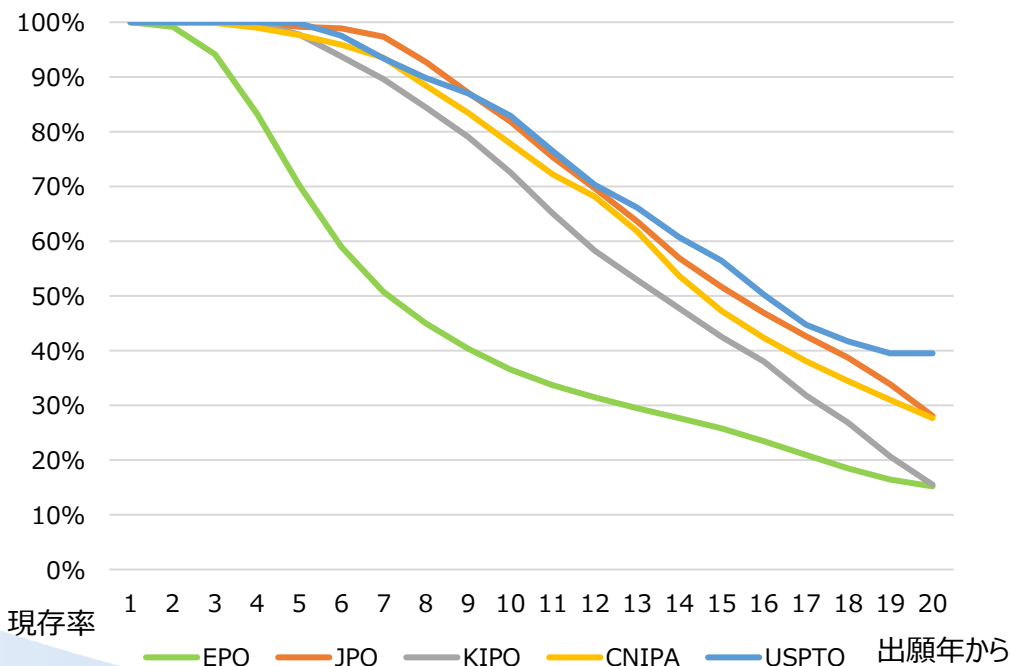
特許の現存率の推移



現存率と料金制度の関係 海外比較

- 第10回財政点検小委員会における下記意見を踏まえ、各国の現存率と料金制度の関心の分析を行った。
「現存率の上昇は、権利の活用性の向上を意味しているのではなくて、更新コストが相対的に低くなったことによる惰性的な維持の結果ではないか？」
「例えば、ヨーロッパでは後半年限の高額化によって、実施特許のみが維持されやすい一方で、日本の特許年金制度は、ユーザー負担が相対的に低くて、年金による自然淘汰の働きが相対的に弱いのではないか？」
- 特許料金が比較的安価なJPOに比べ、**特許料金が比較的高価なUSPTOの現存率がJPOよりも低い**という状況は、一部期間（出願からの権利維持年数が6～9年目）を除き、見られなかった。

2023年の現存率の海外比較



上記グラフは、五庁統計報告書より作成。
なお、EPOの現存率のグラフは、加盟国移行後の現存率を加重平均したものである。一方で料金制度が特殊（権利化する加盟国ごとに特許料金の支払いが必要）であるため、現存率と料金制度の比較検討が難しい。参考としてドイツの料金を掲載。
右記表は、請求項数8の案件が、出願後3年目に審査請求、5年目に設定登録されたと仮定し、各国の特許料を参考に、2023年時点の為替レートを用いて算出。

主要国の特許料金

単位
(円)

各年の料金	(参考) EPO (独に移行ケース)	JPO (日本)	KIPO (韓国)	CNIPA (中国)	USPTO (米国)
3年目	76,753				
4年目	95,751				
5年目	291,812	11,500	12,795	23,799	168,677
6年目	22,798	11,500	12,795	23,799	
7年目	31,917	11,500	12,795	39,665	
8年目	42,556	16,700	23,224	39,665	
9年目	53,195	16,700	23,224	39,665	281,128
10年目	65,354	16,700	23,224	79,331	
11年目	82,072	44,800	43,438	79,331	
12年目	103,350	44,800	43,438	79,331	
13年目	126,148	44,800	43,438	118,996	528,521
14年目	148,946	99,400	73,114	118,996	
15年目	171,743	99,400	73,114	118,996	
16年目	199,101	99,400	73,114	158,661	
17年目	226,458	99,400	86,017	158,661	1,082,344
18年目	253,816	99,400	86,017	158,661	
19年目	279,653	99,400	86,017	158,661	
20年目	308,530	99,400	86,017	158,661	
合計金額	2,579,952	914,800	801,782	1,554,879	2,060,670

現存率の分野毎の分析

- 第10回財政点検小委員会における下記意見を踏まえ、分野毎の現存率の解析を行った。
「大量の設定登録が行われたことによって、10年目以降の現存率が高まるという分析は、一定の説得力があるのかなと感じている。一方で、どの技術分野にその傾向が顕著に表れるのか、それがイノベーションの停滞に繋がってはいないかという観点で分析を行っているかどうか？」
- **調査した分類（IPCのクラス単位）の大半（121分類中98分類）で現存率の上昇傾向※が確認された。**現存率の強い増加傾向が確認された上位10分類のうち、出願数の強い減少傾向が確認された分類は「セメント；コンクリート；人造石；セラミックス；耐火物」のみであった。
なお、出願数の減少は、厳選の影響もあると考えられるため、イノベーションの停滞が主な理由とは限らない。
※1990～2023年の各年の10年目以上の現存率をプロットして、相関係数を算出し、相関係数0.55超で上昇傾向、-0.55未満で減少傾向と判断（出願数も同様）。

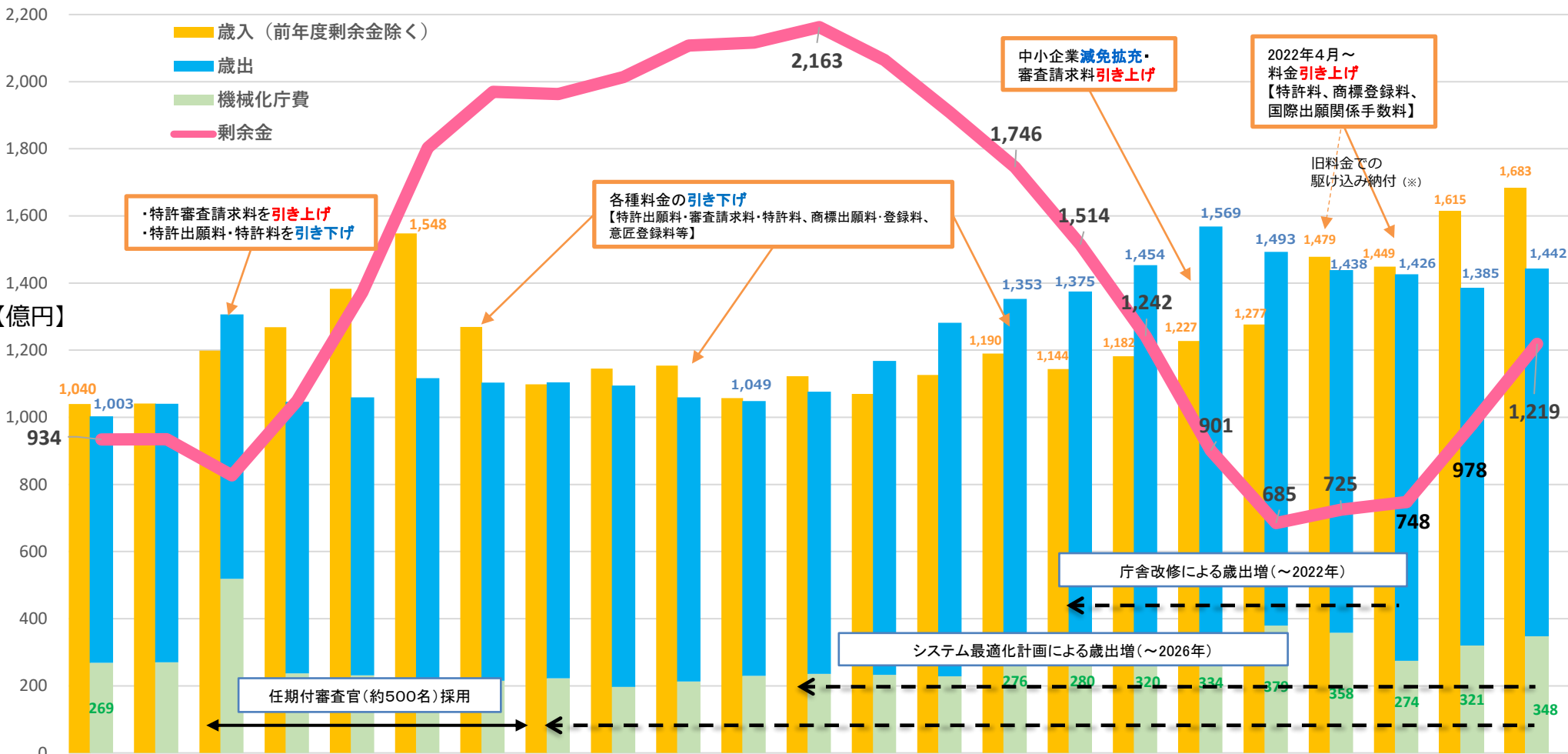
現存率の強い増加傾向が確認された10分類

公告時IPC
E02_水工；基礎；土砂の移送
A23_食品または食料品；他のクラスに包含されないそれらの処理
C10_石油、ガスまたはコークス工業；一酸化炭素を含有する工業ガス；燃料；潤滑剤；でい炭
B65_運搬；包装；貯蔵；薄板状または線条材料の取扱い
C04_セメント；コンクリート；人造石；セラミックス；耐火物
G05_制御；調整
B61_鉄道
B43_筆記用または製図用の器具；机上付属具
A01_農業；林業；畜産；狩猟；捕獲；漁業
E04_建築物

出願数の強い減少傾向が確認された10分類

公告時IPC
G11_情報記憶
B23_工作機械；他に分類されない金属加工
D05_縫製；刺しゅう；タフティング
B21_本質的には材料の除去が行われない機械的金属加工；金属の打抜き
C04_セメント；コンクリート；人造石；セラミックス；耐火物
D03_織成
B29_プラスチックの加工；可塑状態の物質の加工一般
H03_基本電子回路
D01_天然または人造の糸または繊維；紡績
D06_繊維または類似のものの処理；洗濯；他に分類されない可とう性材料

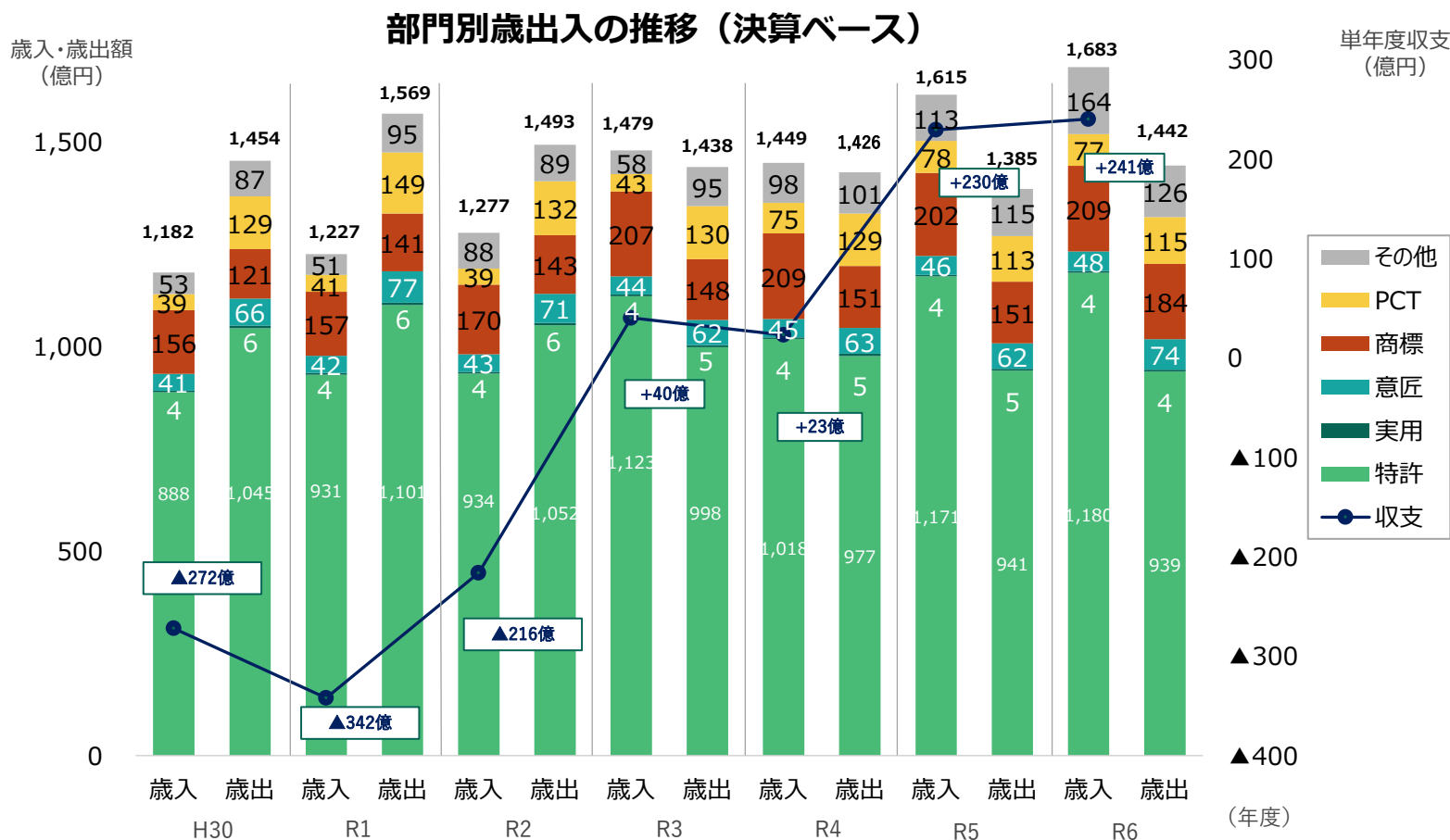
歳入歳出、剰余金の推移



※2022年4月からの料金引き上げの直前に駆け込み納付があったため、2021年度の歳入が増加し、2022年度に反動減が生じたと考えられる。

部門別の歳入・歳出

- 令和6年度の部門別の歳入は、特許が1,180億円（歳入全体の約70%）と最も大きく、次に商標が209億円（約14%）、PCTが77億円（約5%）と続く。また、歳出は、特許が939億円（歳出全体の約65%）と最も大きく、次に商標が184億円（約13%）、PCTが115億円（約8%）と続く。



※部門別歳入：各種権利に係る手続における料金収入をもとに算出（歳入総額との差額は「その他」に計上。）
 部門別歳出：各種歳出をどの権利に係るものかを分類・按分し算出

出典：令和7年度管理会計手法を用いた特許特別会計の分析及び産業財産関係料金に関する調査研究をもとに特許庁作成

4. 令和8年度概算要求

令和 8 年度概算要求の全体像

- 特許特別会計の財政再建が順調に進む一方、特会剰余金の使途である将来のシステム刷新等の所要額が現時点では不明であることや、足下の賃上げ・円安等の動きを踏まえ、第10回財政点検小委員会（令和7年6月）では、以下の内容を確認した。
 - 令和8年度概算要求では、「**定常経費*が旧料金（令和4年3月31日までの料金） 換算での歳入を下回るよう要求額を設定する**」ことを原則とする。 *定常経費：一時経費（システム刷新・庁舎改修）以外の経費
 - ただし、**賃上げや円安に伴う、特許庁に裁量のない義務的な増額については柔軟な対応**を行う。
 - また、**引き続き、審査体制の確保や中小企業・スタートアップ等への支援等に取り組む**。
- この方針の下、令和8年度概算要求は、定常経費1,473億円、一時経費136億円の**総額1,608億円とする**。

歳入（R8FY見込み）			歳出（R8FY予算案）				収支
総額 1,632 億円 (新料金換算)	定 常 経 費	1,463億円 (旧料金換算)	総額 1,608億円 R7FY概算要求額 1,546億円	定 常 経 費	義務的増額を除いた定常経費	1,463億円 (定常経費（義務的増額以外）)	24億円の 黒字
					義務的増額	人件費 9.73億円 レート増 0.06億円	
					1,473億円		
					一時経費	136億円	

※「旧料金換算の歳入」には、第5期INPIT交付金の返納額（約53億円、令和6年度にまとめて返納）の一部（次期目標期間で割り戻し）を算入。
 ※義務的増額のうち、人件費増は、人事院の給与勧告等を踏まえ、職員の賃上げの増分等を算出。レート増は積算に外貨を用いている予算の要求レート変更から機械的に算出。

令和8年度 特許特別会計概算要求のポイント

- 無形資産の重要性が高まる中、イノベーション創出・稼ぐ力向上のためには、知財を戦略的に経営に活用していくことが重要。
- このため、特許庁が引き続き世界最速・最高品質の審査を提供するため、生成AIを活用しつつ、必要な体制確保やシステム整備に取り組む。
- また、優れた技術を市場獲得に繋げるため、スタートアップなどのイノベーションの担い手に対して、事業段階に応じた知財活用支援を推進する。さらに、INPITの地方展開や地域知財経営支援ネットワークを通じた中小企業等への支援などにより、知財エコシステムの裾野を拡大する。
- これらの取組を実現するため、令和8年度概算要求においては、特許特別会計の財政規律を遵守しつつ、総額1,608億円を計上。（R7年度1,544億円、単年度収支+24億円）。

<主な取組>

1. 世界最速・最高品質の審査体制の確保 696.4億円（R7年度650.1億円）

必要な審査能力の確保 316.6億円（R7年度313.2億円）

- 先行技術調査（特許）、識別力等調査（商標）等、円滑な審査実施のために必要な予算の確保【継続】
- 生成AIによる検索インデックス生成・付与（特許）【新規】

情報システム刷新及びシステム運用 379.8億円（R7年度336.9億円）

- 足下のシステム運用及び計画的なシステム刷新の着実な実施【拡充】

2. イノベーション創出・経営力強化のための知財活用支援 53.7億円（R7年度52.1億円）及びINPIT交付金122億円の内数

①優れた技術を市場獲得に繋げる知財活用支援の強化 42.6億円（R7年度42.5億円）

+ INPIT交付金122億円（R7年度120億円）の内数

- ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣等によるスタートアップの知財戦略構築支援【継続】
- 大学やナショナル・プロジェクト等の革新的な研究開発における知財戦略構築【継続／INPIT交付金】
- 中小・スタートアップ等の海外での権利取得支援【継続／一部INPIT交付金】
- 海外での市場獲得に向けた諸外国・地域の知財制度調査・途上国の制度整備支援【継続】

②地域の中小企業等へのワンストップ支援等を通じた知財エコシステムの裾野拡大 11.1億円（R7年度9.6億円）

+ INPIT交付金122億円（R7年度120億円）の内数

- 47都道府県に知財支援に関する相談窓口を設置【継続／INPIT交付金】
- INPITの機能の地方展開による中小企業等への知財経営支援【拡充／INPIT交付金】
- 自治体や地域の支援機関等が連携して知財経営支援に取り組むモデル地域の創出【拡充】
- 知財を切り口とした地域の金融機関による中小企業の事業性評価の推進【拡充】
- 地域の経済産業局や産業支援機関による知財活用施策の促進【継続】
- 地域知財エコシステム活性化を目的とした未来を担う知財人材の育成【新規】

(参考) 令和8年度歳出予算額の詳細

端数処理（小数点以下は四捨五入）の関係で合計等が一致しない場合がある

		R6予算	R7予算	R8要求	対前年
総額		1,521億円	1,544億円	1,608億円	+64億円
情報 システム費	システム刷新等 (一時経費)	133億円	92億円	119億円	+27億円
	定常経費部分	235億円	245億円	261億円	+16億円
審査審判 関係経費	先行技術調査等	303億円	313億円	317億円	+4億円
	上記除く (審査資料整備等)	86億円	86億円	86億円	0億円
庁舎改修費（一時経費） (移転費、地下階等改修費など含む)		0億円	0億円	17億円	+17億円
INPIT交付金		116億円	120億円	122億円	+2億円
政策経費等 (中小企業・大学支援等)		72億円	77億円	73億円	▲4億円
人件費		348億円	344億円	363億円	+19億円
WIPO送金※1		105億円	119億円	123億円	+4億円
その他（一般管理費等）※2		123億円	148億円	128億円	▲20億円

※1 出願人から特許庁を経由してWIPOに支払う料金。出願人⇒特許庁の送金は歳入、特許庁⇒WIPOの送金は歳出に計上。

※2 庁費のほか、経済産業省本省との共通システムの整備経費、口座振替等納付事務手数料、委託調査関係経費などが含まれる。

令和8年度概算要求予算における主な賃上げ、物価上昇の影響

- 情報システム予算では、**賃上げ・物価上昇により、大幅な増額要求**が生じている（複数年度契約が多く、複数年度分の賃上げ・物価上昇の影響を受けている。）。
- この他の予算でも、賃上げ等により、数億円の増額要求が生じている。
なお、人件費・物価の単価が上昇しているものの、**業務量減（例：審査請求数の減少）で要求増額を打ち消している部分が一定程度ある。**

<物価、人件費の上昇により増額要求した、主な情報システム予算>

①システムインテグレーション実施費

各種システムの安定稼働を維持するため、システム横断的に運用管理するシステムインテグレーションサービスの実施に必要な費用。

②電子計算機等借料 サーバの延長契約におけるハードウェア、ソフトウェア保守費増

サーバ等の保守運用のための費用。通常のサーバの耐用年数は5年間であるが、コスト削減のため、当初契約（5年間）の後、利用期間を2年間延長。

③各種システム開発費

システム開発費のうち、既存システム（30個程度のアプリケーションシステム）改造※のための費用。

※サーバー更改やシステム刷新の影響で、既存システム改造が必要になる。

<物価、人件費の上昇により増額要求した、主なその他の予算>

①特許庁庁舎管理・運営業務（ビルメンテナンス）

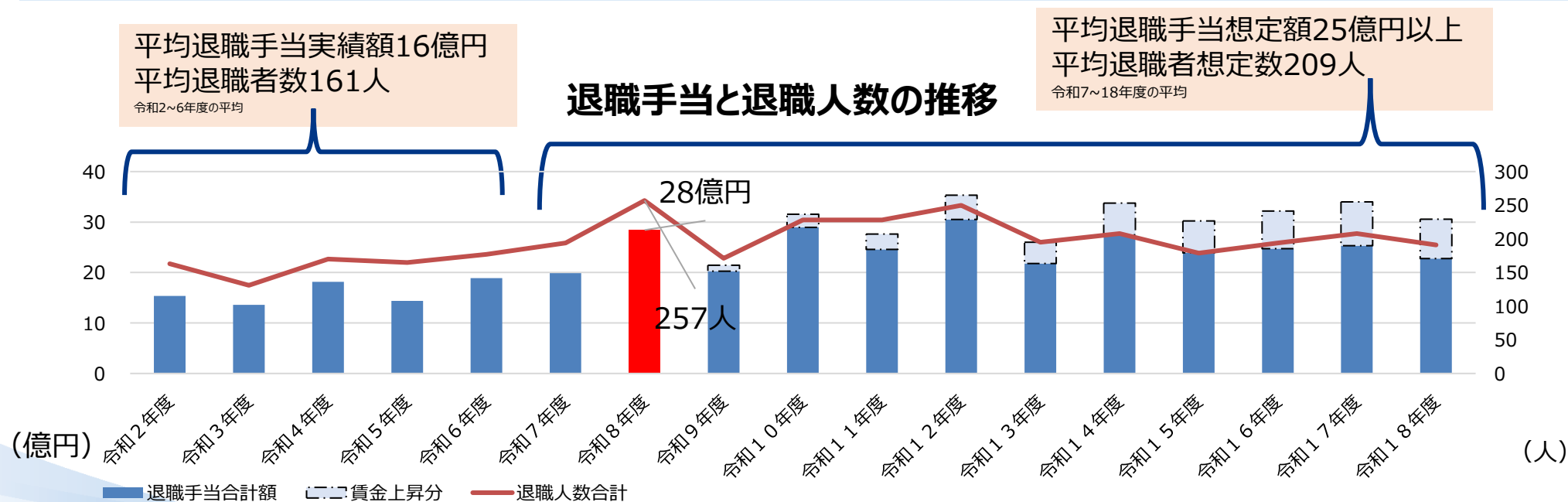
建築・設備機器管理、警備、清掃、電話交換など、庁舎管理・運営に必要な費用。

令和8年度概算要求予算及び今後の退職手当増額の影響

- 令和8年度の退職手当に係る概算要求額は28億円であり、令和2～6年度の平均退職手当実績額16億円に対して12億円の増額となっている。**増額理由は、退職者の増加が想定されるため**（令和8年度の想定退職者数は257人であるのに対して、令和2～6年度の平均退職者数は161人である）。
- **今後退職者が増加すると想定される理由は、平成2年から、日米構造協議で約束された審査期間の短縮※1等を目的に、採用人数が増加したところ、当該世代の多くが令和7年度以降に、順次定年退職年齢を迎えるため。**※2

※1 日米構造問題協議最終報告（1990年6月28日）には「**日本国政府は、継続的な特許庁定員の増加（審査官定員増：89年度30人、90年度30人）、・・・等審査処理促進のための総合的施策を強力に推進しており、審査遅延改善の実績が既に示されてきている。**日本国政府は、**5年以内に我が国の平均特許審査処理期間を24か月に減ずるよう最善の努力を払う。**これを実現するため、日本国政府は、従来の総合的な施策に加え、**新たに継続的かつ大幅な毎年の特許庁の特許審査官及びその他の職員の定員の増加を特別な配慮の下で行う。**」と記載されている。

※2 下記グラフにおいて、令和5、7、9、11、13年度に退職手当の減少が見られるのは令和5年4月から13年にかけて行われる**定年延長制度**によるものであり、奇数年には定年が1歳引き上げられ、定年上限となる職員が存在しないため。他方、定年前であっても60歳以降は定年退職が可能のため、奇数年にも一定の定年退職者数が想定される。



※令和9年度以降の薄青色部分は、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（令和7年8月7日経済財政諮問会議）の「成長移行ケース」の賃金上昇率（2.8～3.1%/年）が生じた場合の退職手当増額分を推計して上乗せしている。

※令和9年度以降の退職手当想定額・退職想定数は、あくまで現時点の推計値であり、実際の退職手当予算要求額とは異なる。

（参考）骨太方針における官公需の物価上昇対応の記載について（抜粋）

経済財政運営と改革の基本方針2025

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

（略）

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」に基づく取組として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入拡大・活用、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保等を進める。

（略）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

4. 物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し

賃上げや投資が増加し、コストカット型経済からの脱却が見えてきた今、政府自身が、物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先すべく、以下の3つの取組を総合的に実行する。その際には、労働の価値、平素からの備えの価値を正しく評価し、価格に表すことの重要性を軸に据えて取組を進める。

物価上昇が継続していることを踏まえ、予算、税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額や閾値について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう、省庁横断的・網羅的に点検し、見直しを進める。その際、各項目の点検と併せ、政策効果を担保するため、制度の特性に応じた定期的な改定ルールを設け、足元の物価上昇に的確に対応できるような仕組みづくりを行う。

同時に、本基本方針第2章及び第3章に記載している、

- ・公定価格（医療・介護・保育・福祉等）の引上げ
- ・**働き手の賃上げ原資を確保できる官公需における価格転嫁の徹底**

を省庁横断的に推進する。

(参考) 新資本計画における官公需の物価上昇対応の記載について (抜粋)

新しい資本主義の グランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 年計画の推進

1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

これまでの官民の価格転嫁の取組により、価格転嫁率は徐々に上昇してきている。他方で、「価格転嫁が全くできない」と回答した企業も、その比率は減少しているものの残っており、価格転嫁対策等の取引適正化を更に徹底して進めることが必要である。また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産が大企業等との取引において適切に保護されることが重要である。中小企業・小規模事業者が「成長型経済」の競争に向けた経営変革にチャレンジするためには、まず、積極的な賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境を整備する必要がある。

社会全体で適切な取引慣行の定着に向けて、労務費等の価格転嫁について、中小受託取引適正化法を踏まえた業所管省庁の執行体制強化や、労働基準監督署の活用等により、業種別・規模別での改善策の徹底を図るとともに、地方の中小企業・小規模事業者にとって重要度の高い「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」を以下のとおり、新たに策定し、関係省庁一丸となってこれを強力に実行する。また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化と活用促進に取り組む。

(1) 官公需における価格転嫁策の強化

地方部ほど官公需が都道府県GDPに占める割合が高く、地方経済において官公需は重要な役割を果たしている。中小企業・小規模事業者の賃上げ・投資の原資の確保の観点から、関係省庁が連携し、総合的に取り組むため、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」として、以下を強力に実行する。

① 労務費等の価格転嫁の徹底

官公需については、発注側の目線だけではなく、受注側の目線でも、その在り方が適切かを検証すべきであり、そうした観点から、官公需法に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底を進める。自治体に対しても、同基本方針に沿った対応の徹底を図る必要があり、通知の発出にとどまらず、その結果のフォローを徹底する。官公需における適切な価格転嫁の実施に向けて、国・独立行政法人等と自治体の双方が必要となる予算を確保する。取り分け、義務的経費の物価上昇対応分については、概算要求段階を含む予算編成過程において的確な対応を行う。国立大学法人運営費交付金についても、現場の実情を踏まえて適切に対応する。自治体の財政負担については、的確に地方財政計画に計上し、その上で、適切に地方財政措置を実施するとともに、年度途中の対応のための重点支援地方交付金については、必要な事業者ができる限り広く行き渡るよう更なる活用を徹底するなど、適切な対応を実施する。これらの対応に当たっては、特に以下の点に留意して取組を進める。

- ・ **予算における単価等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるようにする。** 発注における予定価格も同様な対応を行うとともに、前年度の低入札の価格が次年度の予定価格の検討のベースとなることは厳格に禁止する。
- ・ 契約後も、年度途中の物価上昇や最低賃金の上昇に適切に対応する。また、長期継続契約も含め、契約後の状況に応じて必要な契約変更を実施する。指定管理者制度においても、期中における様々な物価や最低賃金の上昇などを委託料に適切に反映する。その際、可能な限り手続の簡素化に努める。
- ・ 土地改良工事の場合は、受益者負担に配慮する。

さらに、一般廃棄物処理業等において、価格転嫁の重要性についての認識が十分に進んでいない自治体が多いとの指摘があることを踏まえ、政府が発出した価格転嫁の取組を自治体等に促す通知について、その更なる周知徹底及びフォローアップを行い、結果につなげていく。その際、業種ごとの価格交渉・価格転嫁の好事例の横展開等を図る。

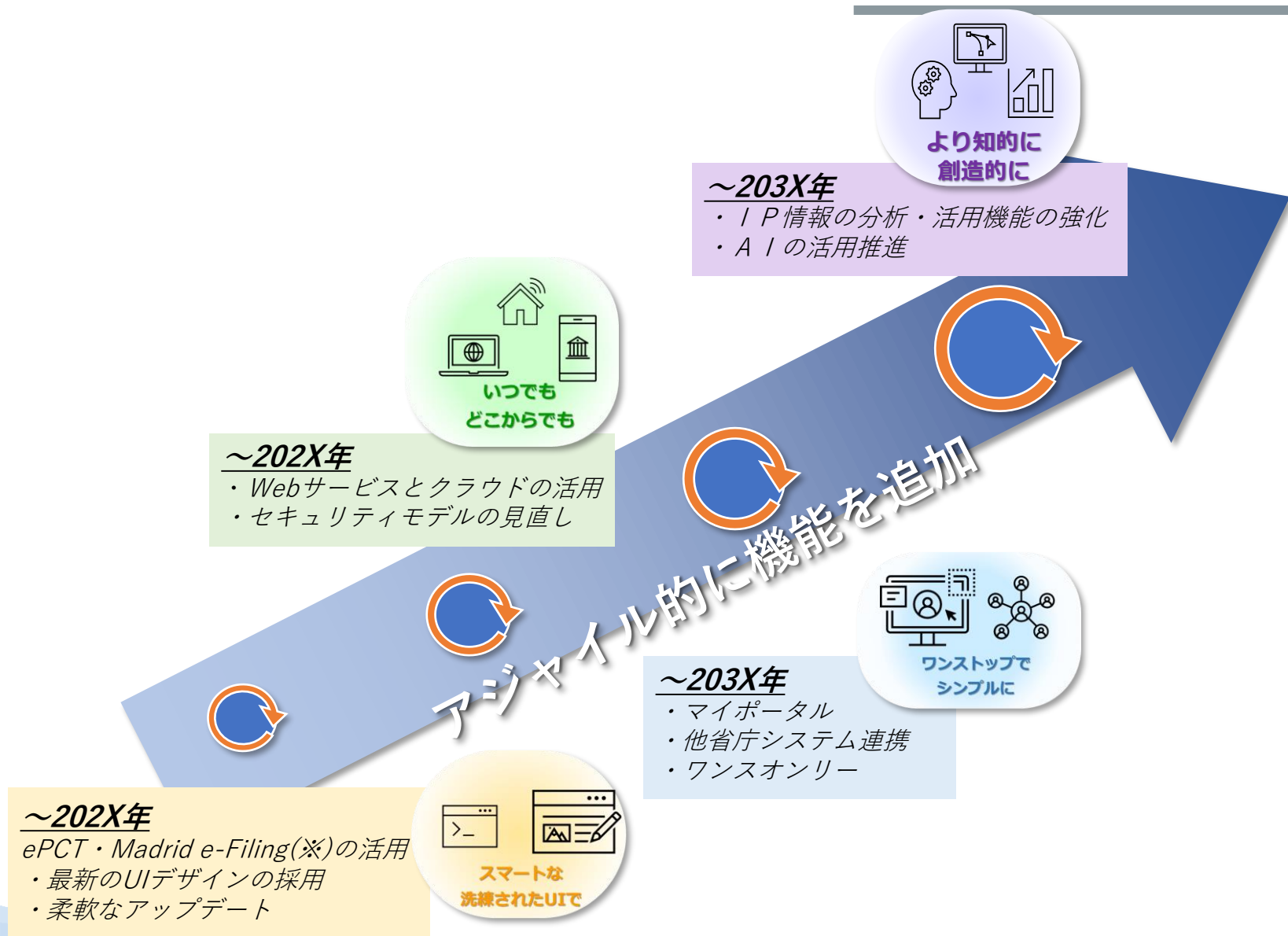
(略)

④ 的確な発注のための具体的な取組

官公需において、緊急時対応のための地域要件の設定や、新技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底する。スライド条項やキャンセルポリシー等の契約約款のひな型を作成・周知する。オープンカウンター方式を採用する場合は、適切な地域要件を付すとともに、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を来すような著しく低い価格となっていないか等を確認する。**有資格者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行う。**また、改正建設業法に基づく「労務費の基準」について、交通誘導警備員を含む幅広い職種について作成することを検討する。あわせて、各分野の様々な課題に真摯に向き合い、的確な対応を進める。

(略)

(参考) 「特許庁デジタル戦略202X」 抜粋



5. 財政規律の見直しについて

財政規律のあり方について

問題意識

令和4年度の料金値上げ以降、特許特会では、以下の財政規律を適用してきたが、物価・人件費の上昇や、退職手当の増加により、定常経費を旧料金換算での歳入を下回るようにすることが困難になってきている。

現行の財政規律

令和8年度概算要求では、「定常経費*が旧料金（令和4年3月31日までの料金）換算での歳入を下回るよう要求額を設定する」ことを原則とする。 *定常経費：一時経費（システム刷新・庁舎改修）以外の経費
ただし、賃上げや円安に伴う、特許庁に裁量のない義務的な増額については柔軟な対応を行う。

改善策の考え方

賃上げ・物価上昇を勘案した、新たな財政規律の考え方を設定してはどうか。

新財政規律の案について

新しい財政規律の考え方は、以下のようなものが考えられる（更新部分を赤字としている、詳細は後述）。

- 委託費や事務費における賃上げ・物価上昇については、賃上げ・物価上昇率を勘案した旧料金換算の歳入の中で、吸収できるようにする。
- 退職手当の増加について、義務的増額の一つとして位置づける。
- 特許庁職員人件費について、これまで単年度の増額分を計上していたが、今後は累積額を計上する。
なお、為替変動についても単年度分のみ計上しており、課題があるが、為替の動向を踏まえ、今後検討する。

新財政規律案

「定常経費*が、旧料金（令和4年3月31日までの料金）換算での歳入に、賃上げ・物価上昇を勘案した金額（定常経費上限額）を下回るよう要求額を設定する」ことを原則とする。

*定常経費：投資経費（システム刷新・庁舎改修）以外の経費

ただし、賃上げや円安、退職者の増加に伴う、特許庁に裁量のない義務的な増額については柔軟な対応を行う。

	現行の財政規律の運用	新財政規律の運用案
賃上げや円安、 <u>退職者増加</u> による義務的増額	・特許庁職員の人件費の増加分 ・為替変動による増加分	・特許庁職員の人件費の増加分（ <u>R8年度以降の累積額</u> ） ・為替変動による増加分 ・ <u>特許庁職員の退職手当の増加分</u>

定常経費における賃上げ・物価上昇の勘案方法について

- 令和8年度概算要求を基準年として、その後のインフレ分を、定常経費上限額に反映していく。
- インフレ分の算出で用いる賃上げ・物価上昇率は、特許特会の性質を踏まえた、代表的な指標を用いることが考えられる（後述）。

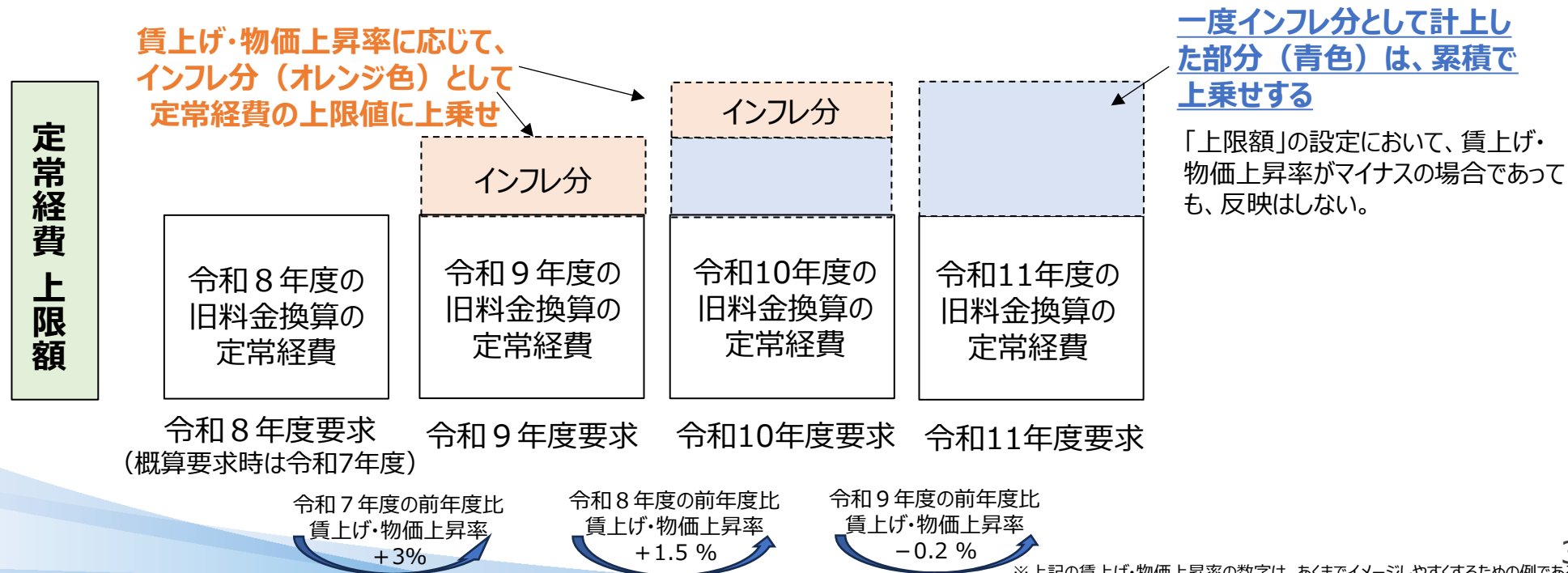
（例）令和9年度概算要求から導入する場合の、インフレ分の算出方法

令和9年度概算要求：令和9年度旧料金歳入（人件費※1及びWIPO送金※2の令和8年度予算額を除く）
×賃上げ・物価上昇率（直近の実績値）

令和10年度概算要求：（令和10年度旧料金歳入（上述の予算額を除く）＋前年度のインフレ分）×賃上げ・物価上昇率

※1 職員人件費は、人事院の給与勧告を踏まえて毎年推計可能であり、引き続き「義務的増額」として計上するため、除外

※2 WIPO送金は、物価影響を受けないため、除外（為替レート変動は、別途考慮済み）



新財政規律で用いる、賃上げ・物価上昇率について

- **賃上げ率、物価指数**については、様々な統計・指数が存在する。
特許庁の予算事業は、システム開発や先行技術文献調査など、**サービス業が多い**という性質を踏まえれば、国内のサービス業の物価上昇を確認できる「企業向けサービス価格指数（国際運輸を除く）」が、近い指標と考えられる。
- このため**新財政規律で用いる賃上げ・物価上昇率**は、**SPPI（国際運輸を除く）**を用いていくことが適切ではないか。

企業向けサービス価格指数（SPPI）：

企業間で取引されるはサービスの価格変動を示す指標。

企業向けサービス価格指数については、海外の状況に大きく左右される国際運輸（「国際航空旅客輸送」、「外航貨物輸送（除外航タンカー）」、「外航タンカー」、「国際航空貨物輸送」、「国際郵便」）を除いた指数がある。

対象業種

・情報通信	・リース・レンタル
・運輸・郵便	・広告
・不動産	・諸サービス
・金融・保険	

企業向けサービス価格指数（除く国際運輸） 前年度比増減率

	前年度比
2020年度	0.5
2021年度	0.8
2022年度	1.4
2023年度	2.5
2024年度	3.1

（参考）インフレ状況を表す指数について（物価関係）

物価関係

物価上昇率について、公的機関が公表している主なデータは次の通り。

消費者物価指数（CPI）：特定の期間における一般消費者が購入する財やサービスの価格変動を示す指標。

総務省が毎月公表。年度平均は4月中旬頃に公表。

		2020年＝100				
総合	指数	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	前年度比(%)	99.9	100.0	103.2	106.3	109.5
生鮮食品を除く総合	指数	99.9	99.9	103.0	105.9	108.7
	前年度比(%)	-0.4	0.1	3.0	2.8	2.7
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	指数	100.0	99.2	101.4	105.3	107.7
	前年度比(%)	0.1	-0.8	2.2	3.9	2.3

←別名「コア指数」

←別名「コアコア指数」

（出典）総務省 報道資料 2020年基準 消費者物価指数 全国 2025年(令和7年)3月分及び2024年度(令和6年度)平均（令和7年4月18日）

GDPデフレーター： $\frac{\text{名目GDP}}{\text{実質GDP}}$ により算出される、国内で生産された最終財とサービスの価格変動を示す指標。

内閣府経済社会総合研究所が四半期ごとに公表。
直近年度のGDPデフレーターは、5月中旬頃に公表。

	前年度比
2020年度	0.7
2021年度	-0.1
2022年度	0.9
2023年度	4.2
2024年度	2.9

（出典）内閣府総合社会総合研究所 統計表一覧（2025年1-3月期 1次速報値）
年度デフレーター(前年度比)（2025年5月16日）

企業物価指数（CGPI）・企業向けサービス価格指数（SPPI）：

企業間で売買される財又はサービスの価格変動を示す指標。

企業向けサービス価格指数については、海外の状況に大きく左右される国際運輸（「国際航空旅客輸送」、「外航貨物輸送（除外航タンカー）」、「外航タンカー」、「国際航空貨物輸送」、「国際郵便」）を除いた指数がある。

日本銀行が毎月公表。年度平均は4月中旬頃に公表。

企業物価指数

	前年度比
2020年度	-1.4
2021年度	7.1
2022年度	9.5
2023年度	2.4
2024年度	3.3

企業向けサービス価格指数（除く国際運輸）

	前年度比
2020年度	0.5
2021年度	0.8
2022年度	1.4
2023年度	2.5
2024年度	3.1

（出典）日本銀行調査統計局 企業物価指数(2025年3月速報) 付 年度指数(総平均)の長期時系列(2025年4月10日) 35
同 企業向けサービス価格指数(2025年4月24日)

(参考) インフレ状況を表す指数について (賃金関係)

賃金関係

賃上げ率について、厚生労働省が発表している統計・調査は次の通り。

民間主要企業春季賃上げ集計

- 公表時期 : 毎年8月頃。
- 調査対象 : 受結額が把握可能な、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の労働組合のある企業。
- 調査対象期間 : 不明 (春闘による受結額に基づく調査のため、調査対象企業の具体的な賃上げ時期に関しては不明)

賃金引上げ等の実施に関する調査

- 公表時期 : 毎年10月～11月頃。
- 調査対象 : 100人以上を雇用する民間企業 (労働組合のない企業を含む) から、産業や企業別に層化して無作為に抽出。
- 調査対象期間 : 調査年の1月～12月 (実績と予定に基づく)

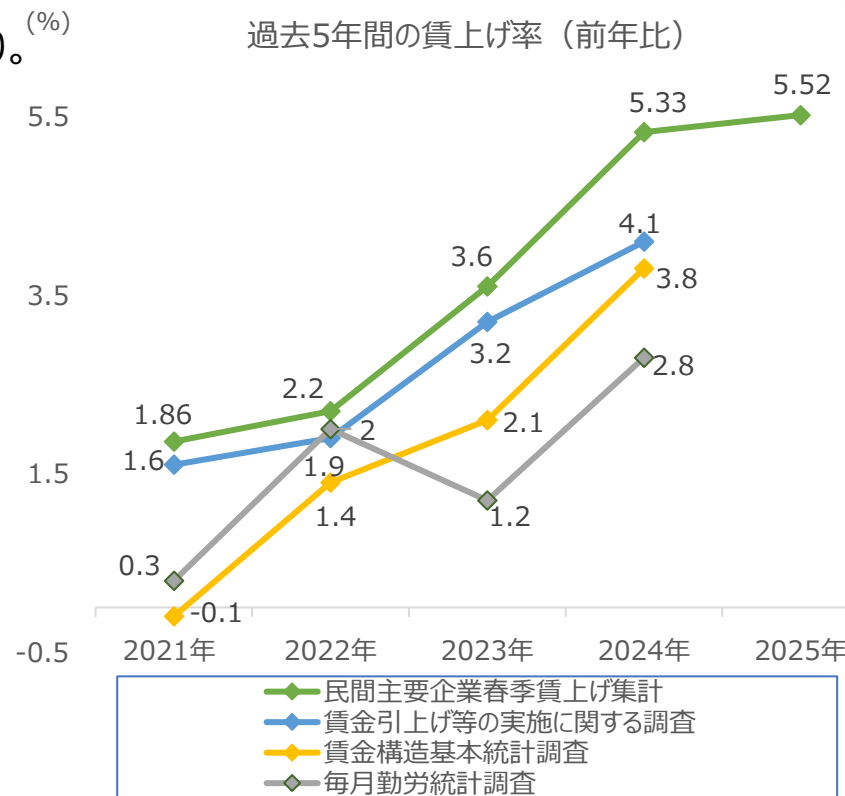
賃金構造基本統計調査

- 公表時期 : 毎年3月～4月頃。
- 調査対象 : 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所から、無作為に抽出。
- 調査対象期間 : 6月の賃金 (実績)

毎月勤労統計調査

- 公表時期 : 月単位→毎月公表、年単位→2月頃公表、年度単位→5月頃公表 (グラフの数値は、年単位の数値を使用)
- 調査対象 : 民営・公営をわけず、常用労働者数5人以上の事業所から、無作為に抽出。
- 調査対象期間 : 毎月 (実績)

過去5年間の賃上げ率 (前年比)



(出典)

※民間主要企業春季賃上げ集計 (厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59573.html

※賃金引上げ等の実施に関する調査 (厚生労働省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/12-23.html>

※賃金構造基本統計調査 (厚生労働省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html>

※毎月勤労統計調査 (厚生労働省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

新財政規律における、定常経費上限値の試算について

- 仮に、令和8年度概算要求に、新財政規律を導入した場合の、定常経費の上限値の試算結果は、以下の通り。
- なお、**除外する予算額**は、令和8年度概算要求の数字を用いることが望ましいと考えられる一方、概算要求の予算編成時には、人件費が定まっておらず（8月上旬の人事院勧告を踏まえて確定する）、令和8年度概算要求の数字を用いて上限値を決めることは、スケジュール上難しいと考えられるため、**令和7年度予算（前年度）の数字を用いることが適当**と考えられる。

（共通）

1,463億円（旧料金歳入見込み÷定常経費上限値）－344億円（令和7予算の人件費）－119億円（令和7予算のWIPO送金）＝**1,000億円**

SPPI（国際運輸除く）の前年度比増加率を用いた場合（令和6年度の前年度比増加率は3.1%）

1,000億円×3.1%＝31億円

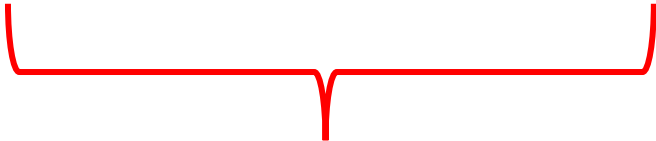
新財政規律における定常経費上限額：1,463＋31＝**約1,494億円**

新財政規律における、退職手当の考え方について

- 退職手当は、採用人数の変化や、定年延長制度の影響もあり、年度によって大きく増減することが見込まれる。このため、「基準額」を設定し、それを上回る部分については、「義務的増額」として認めることとしてはどうか。
- 値上げ前の料金に基づき、「定常経費」の上限値を設定していることを踏まえれば、料金の値上げが行われた令和4年度以前の退職手当額を、「基準額」とすることが適切ではないか。
- 具体的な基準額は、年度によるばらつきを平準化するため、令和元年～3年度の3年間の平均値である14.8億円を用いることが適切ではないか。



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
退職手当実績額 (億円)	15.3	15.4	13.6	18.2	14.4	18.9
退職人数合計 (人)	164	163	131	170	165	177

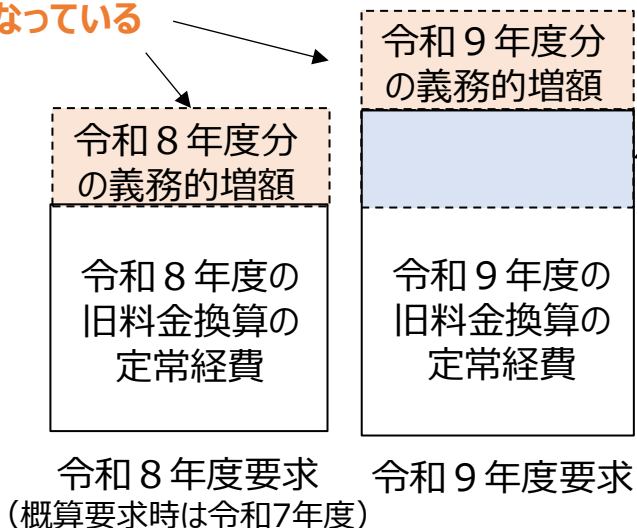


退職手当額の平均 14.8億円

新財政規律における、特許庁職員人件費の賃上げについて

- 現行の義務的増額では、「要求年度における賃上げによる増額分」を計上。
しかし、翌年度以降は、当該増額分は定常経費に含まれることになる。
- 今後、民間企業の賃上げにあわせて、公務員においても賃上げが続いていくことを念頭に、以下の通り、令和8年度以降の賃上げ予算の累積額を、「義務的増額」として柔軟に対応してはどうか。

現在は、要求年度分のみ、
定常経費の上限値に上乗せ
することが可能となっている



これまでは、過去の義務的増額部分（青色）は、「旧料金換算の歳入」以下にする必要があったが、

令和9年度要求以降は、特許庁職員人件費の賃上げについて、累積額を「義務的増額」としてはどうか。

例) 令和9年度要求では、
「令和8年度予算における賃上げによる特許庁職員人件費の**予算増額分**」 +
「令和9年度予算における賃上げによる特許庁職員人件費の**予算要求額増額分**」
について、義務的増額とする。

6. 予実管理 (財政シミュレーション及び財政管理ダッシュボード)

(参考) これまでの議論

- これまでの財政点検小委員会では、剰余金は、①**リスクバッファ**として**最低400億円**（＝3ヶ月分の経費）、②**投資資金**（**将来のシステム刷新及び庁舎改修に要する経費**）として**2030年代半ばまでに1,400億円**のそれぞれが必要であることが確認されている。
- **出願動向（高位・中位・低位）×物価上昇率（大・小）から6通りのシナリオを設定し**、将来の財政状況についてシミュレーションを行い、剰余金確保の状況・見通しについて、定期的に点検・検証を行っている。

これまでの議論（第7回財政点検小委員会資料）

(参考) これまでの議論

第3回財政点検小委員会資料
(表題のみ修正)

- ①剰余金は**リスクバッファ**として**最低400億円**（＝3か月分の経費（米・豪と同様））、
- ②**投資資金**は2030年代半ばまでに**1400億円**、それぞれ必要なことを確認していただいたところ
- “必要な増収額”として算出した150億円を値上げで確保すると仮定し、**6通りのシナリオ**（出願件数（高・中・低）×物価上昇率（A:成長実現ケース・B:現状並み））で**シミュレーション**を行い、検討いただいた。

財政点検小委の結論：

「低位シナリオでも年間**150億円増収**となる**値上げ**により、**400億円**程度の剰余金が当面確保できるようにした上で、必要な投資資金が確保できるか推移を見ることが妥当」

シミュレーション（令和6年5月実施）における 2030年代半ばの剰余金の見通し

シナリオ	ケースA (物価上昇率大)	ケースB (物価上昇率小)
出願低位	1,590億円	1,999億円
出願中位	2,017億円	2,426億円
出願高位	2,437億円	2,849億円

※当時の状況をもとに一定の仮定を置いて試算したもの。

直近の情勢を踏まえたシミュレーションの更新

- 前回（第10回）の委員会では、2024年度の足下の剰余金は、現行シミュレーションの低位シナリオと比較して300億円以上積み上がっていることを報告したところ。
- 実績と従来のシミュレーションの設定を比較・検討し、より実態に近づけるための精緻化を行うこととした。従来のシミュレーションにおける、出願動向（高位・中位・低位）×物価上昇率（大・小）からなる6通りのシナリオの考え方を踏襲しつつ、出願・審査請求等の動向の見直し等のアップデートを行った。

①シミュレーションの発射台（開始年度）を2024年度へ更新するとともに、

歳入・歳出予測で用いる出願・審査請求・権利維持動向の更新

- 前回の発射台は2022年度であるが、直近の2024年度の実績値を発射台とすることで、実態に近づける。
- 特許・商標・PCTの出願数、特許の審査請求数・現存率、特許・商標の設定登録数（FA着手件数×設定登録率）について、2022～2024年度の実績を踏まえた（商標の出願数は2025年度上半期の実績も加味。PCTの出願数は2022～2024年（暦年）の実績を採用。理由は後述）新たな増減率・数値に更新。
- 商標の更新数について予測手法を変更。

②歳出予測で用いていた物価上昇率を、企業物価指数から消費者物価指数（CPI）に変更

- 内閣府から今後の見通しとして企業物価指数・CPIの予測値が公表されていたが、2023年より企業物価指数が公表されなくなったため（CPIは引き続き公表されている）。
- また、特許庁職員人件費については、内閣府の見通しにおける「賃金上昇率」により推計する。

③投資経費見込み額を歳出予測に反映

- 前回シミュレーションでは、投資経費を歳出に計上せず、剰余金として積立てた状態で示していたが、実態としては、投資経費は毎年度一定程度支出され、剰余金が貯まる訳ではないため、今回の更新では歳出に投資経費見込み額を計上した状態のものを示す。

投資経費見込み額には、次期システム刷新経費（仮定額）1,275億円及び地下階等の改修経費を計上。また、投資経費使用時期は、第10回財政点検小委員会で示した投資経費見込みスライドを参考にした。

①歳入・歳出予測で用いる各種数値の更新（特許出願・審査請求・設定登録）

特許の出願、審査請求、設定登録の増減率について、以下の考え方で更新した。

前回の財政シミュレーションにおける増減率

	高位	中位	低位
出願数	-1.30%		
審査請求数	-0.80%		

更新後の財政シミュレーションにおける増減率

	高位	中位	低位
出願数	2.2% (2022~2024年度の平均)	-0.6% (2022~2024年度の平均 但し特定の企業除く)	-1.2% (中位より2倍悪化)
審査請求数	-1.4% (2022~2024年度の平均)		

更新の考え方

出願数：前は2022年度出願実績を発射台として、2015~2019年度増減率（コロナ禍前）を設定。今回は2024年度の出願実績を発射台として、その後は、高位では2022~2024年度の増減率、中位では2022~2024年度の増減率（ただし、特定の企業分を除いて算出した数値）、で推移すると設定。

直近3年の出願数が増加した理由は、特定の企業による大量出願の影響があるが、当該動向が今後も継続されるかは不明であるため、特定の企業の出願数を除いた出願増減率を中位として設定。また、低位では、最悪のパターンを想定するため、中位（足下の状況）から2倍悪化して推移すると設定。

審査請求数：前は2022年度審査請求実績を発射台として、2015~2019年度増減率を設定。今回は2024年度の出願実績を発射台として、高位・中位・低位で2022~2024年度の増減率で推移すると設定。

設定登録数：「各年度のFA着手件数×設定登録率」により算出する方法を、前回同様に踏襲。設定登録率は、2022~2024年度の平均値を設定。

①歳入・歳出予測で用いる各種数値の更新（特許現存率）

現存率について、前は2022年度の現存率を設定していたところ、今回は2024年度の現存率を設定。

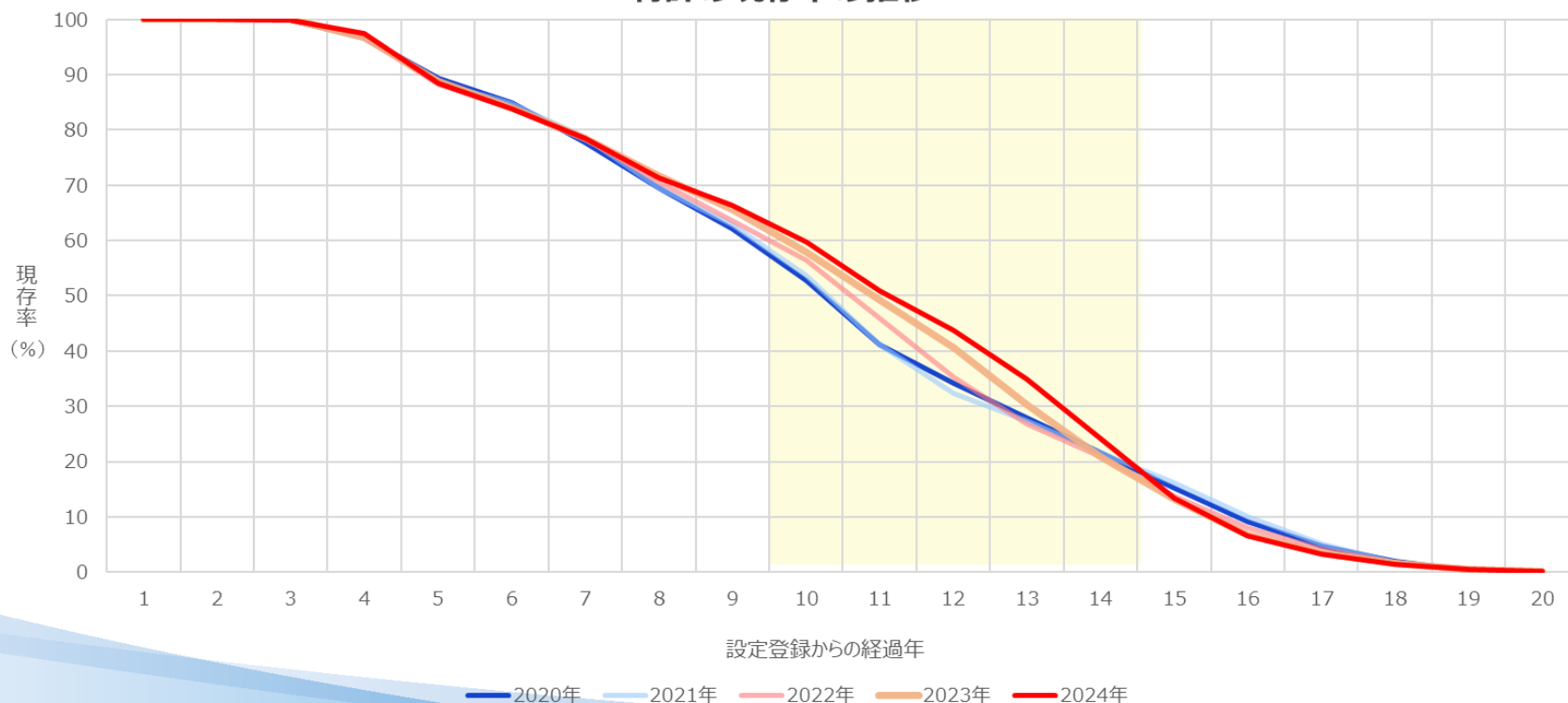
更新前

	高位	中位	低位
現存率	2022年度現存率		

更新後

	高位	中位	低位
現存率	2024年度現存率		

特許の現存率の推移



①歳入・歳出予測で用いる各種数値の更新（商標、PCT）

商標出願数、更新数、設定登録数、PCT出願数について、以下の考え方で更新した。

前回の財政シミュレーションにおける増減率

商標	高位	中位	低位
出願数	3.2%	0%	
更新数	2.5%		

PCT	高位	中位	低位
出願数	4.9%	0%	

更新後の財政シミュレーションにおける増減率

商標	高位	中位	低位
出願数	3.2% (前回高位数値)	-0.51% (2022~2025年度上半期の平均)	-4.0% (2022~2024年度の平均)
更新数	予測年度の更新対象案件×更新率 (2022~2024年度の平均更新率)		

PCT	高位	中位	低位
出願数	0% (前回中位数値)	-1.5% (2022~2024年（暦年）の平均)	-3.0% (中位より2.0倍悪化)

更新の考え方

商標・PCT出願数：前回は2022年度出願実績を発射台として、高位では2015～2019年度増減率（コロナ禍前）を設定し、中位・低位では横置き（＝増減率0％）になると予測（なお、商標の更新数も同様の方法で予測）。

今回は2024年度の出願実績を発射台として、**商標出願**は、2025年度上半期に、前年度同期比で大きく増加したことを踏まえ、前回の高位の増減率を設定。中位には、2022年度から2025年度上半期実績も含めた増減率を設定し、低位には、2022～2024年度の増減率を設定。

PCT出願は、足下が微減傾向にあることを踏まえ、高位では前回の中位の増減率を設定。2022年4月にPCT国際調査手数料の料金値上げを実施したことを踏まえ、反動減の影響を小さくするため、中位では2022～2024年（暦年）の増減率を設定。

低位では最悪のパターンを想定するため、中位から2倍悪化して推移すると設定。

商標の更新数：商標の更新は5年又は10年毎に行われ、更新数は5年又は10年前の登録（更新）件数に連動するところ、（登録（更新）数が増加すれば更新数も増加する）、**予測年度の更新見込み件数を算出する予測方法に変更**。

商標の設定登録数：「各年度のFA着手件数×設定登録率」により算出する方法を、前回同様に踏襲。設定登録率は、2022～2024年度の平均値を設定。

②歳出予測で用いる物価上昇率・賃金上昇率

- 定常経費の予測に用いる物価上昇率は、前回は企業物価指数を用いたが、以下の背景を踏まえ、今回は消費者物価指数に変更。

○企業物価指数：内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」で公表されていた数値を採用していたが、令和5年1月24日から公表されていない。

- 定常経費のうち、特許庁職員人件費は、内閣府の同試算における賃金上昇率により推計する。
- 物価上昇率小は「過去投影ケース」、物価上昇率大は「成長移行ケース」の数値を用いる。

前回の財政シミュレーションで用いた物価指数（企業物価指数）

(%)

年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
成長実現ケース	3.9	2.1	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	-	-	-
ベースラインケース	3.9	1.3	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	-	-	-

（出典）中長期の経済財政に関する試算（令和4年7月29日経済財政諮問会議提出）

更新後の財政シミュレーションで用いる物価指数（消費者物価指数）

(%)

年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
過去投影ケース	-	-	2.4	1.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
成長移行ケース	-	-	2.4	1.9	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

更新後の財政シミュレーションで用いる賃金上昇率

(%)

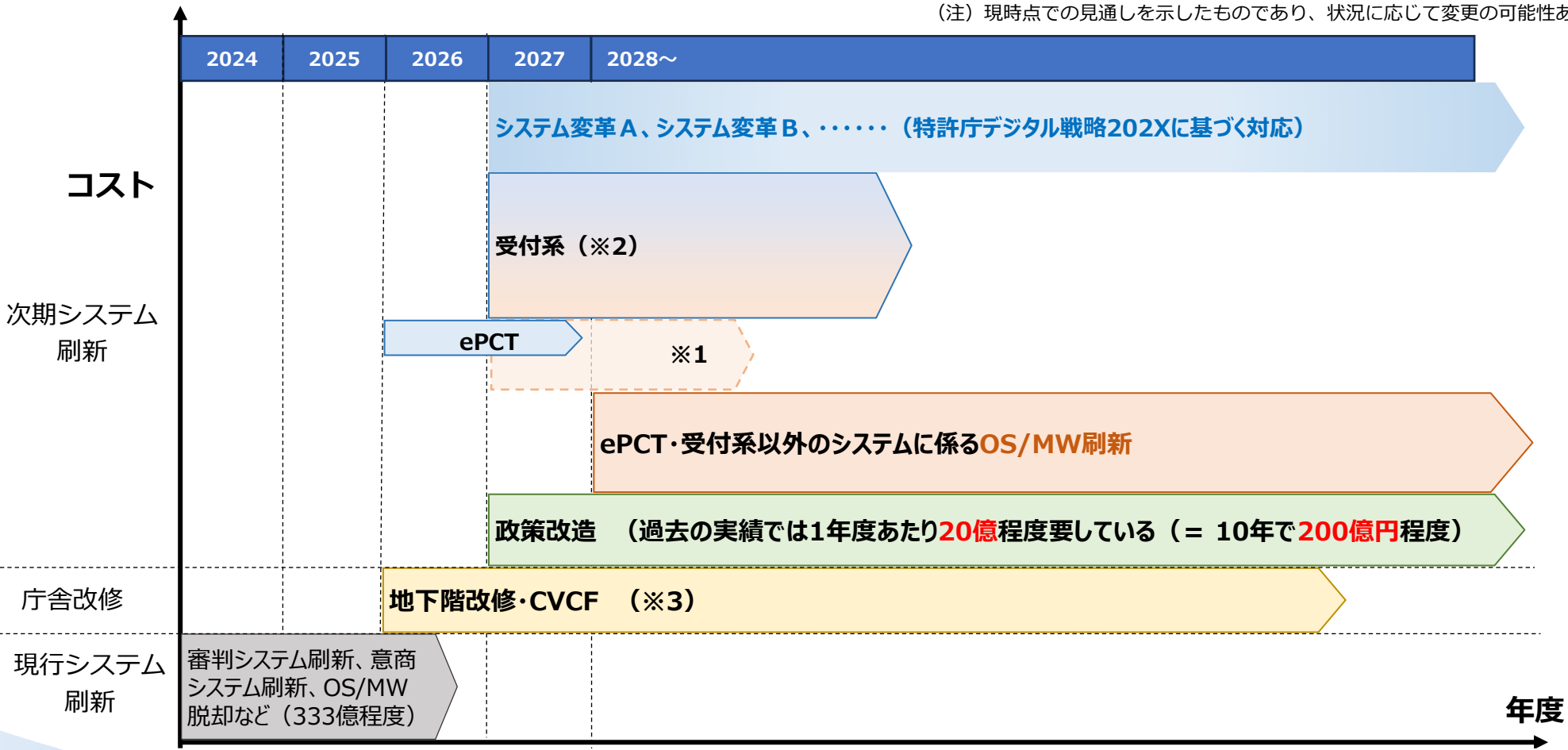
年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
過去投影ケース	-	-	3.0	2.8	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0
成長移行ケース	-	-	3.0	2.8	2.9	3.0	3.1	3.1	3.0	3.0	3.0	3.0

（出典）中長期の経済財政に関する試算（令和7年8月7日経済財政諮問会議提出）

③ (参考) 投資経費見込み額を歳出予測に反映

- ・ 今後の**庁舎改修・システム刷新に係る経費は、2026年度以降段階的に発生**する見込み。
- ・ 物価上昇等による**コスト増の可能性**や、今後も**様々なシステム変革及び庁舎改修のニーズが見込まれること**を踏まえれば、**投資判断は最新の財政運営の見通しを踏まえながら都度柔軟に行う**ことが必要。

(注) 現時点での見通しを示したものであり、状況に応じて変更の可能性あり。



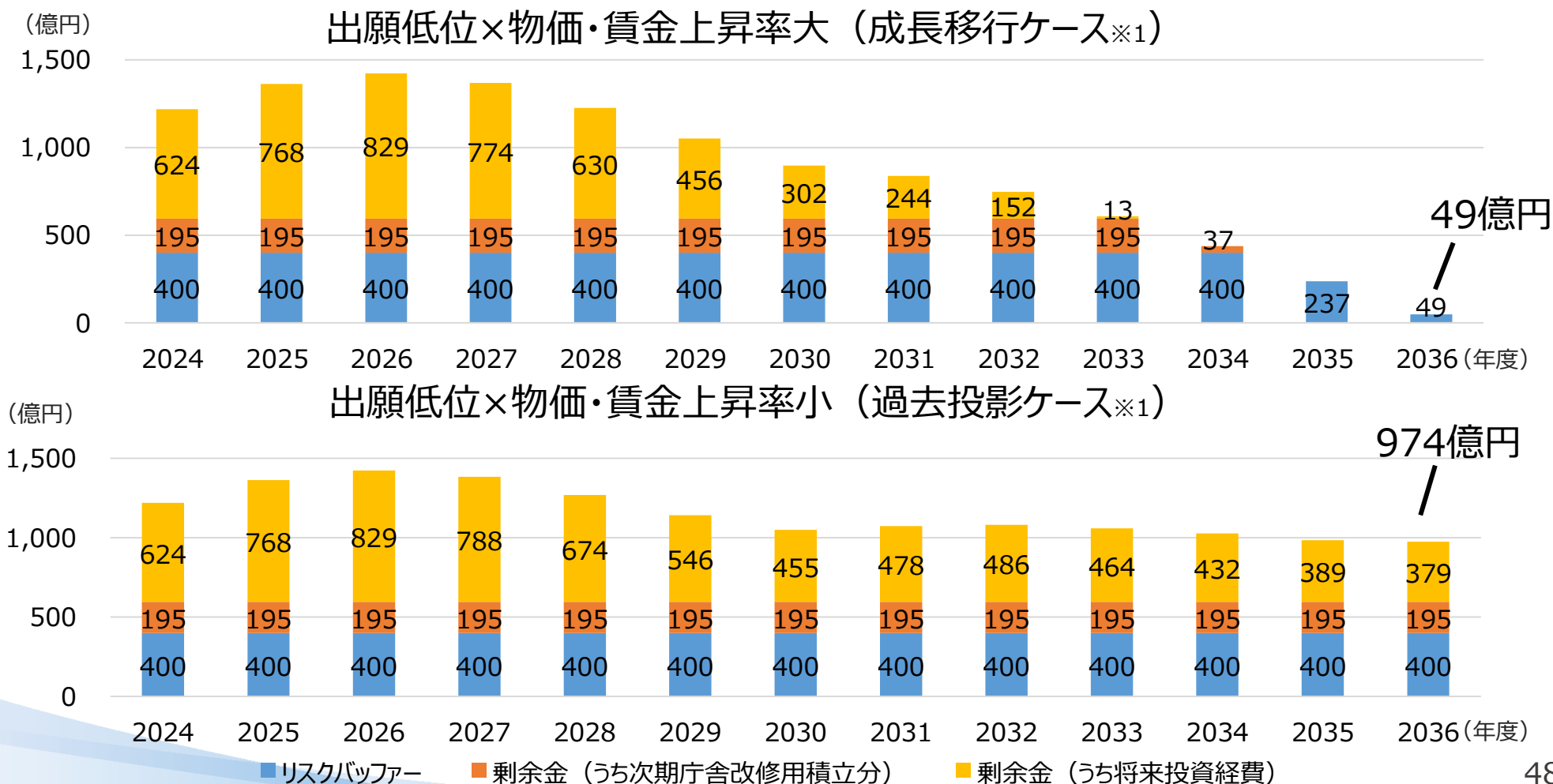
※1 「ePCT」の対応には一定規模のシステム改修費用が発生する想定であるが、仮に、「ePCT」の対応が実施できない場合、現行PCTシステムを維持するためにOS/MW脱却の必要があり、それ以上のコストを要する可能性

※2 「受付系」には、業務継続のためのOS/MW刷新も含まれる

※3 2030年以降の庁舎改修については、各種設備の老朽化状況及び財政状況を踏まえながら適時適切に実施を判断。

剰余金の見通し（低位シナリオ）

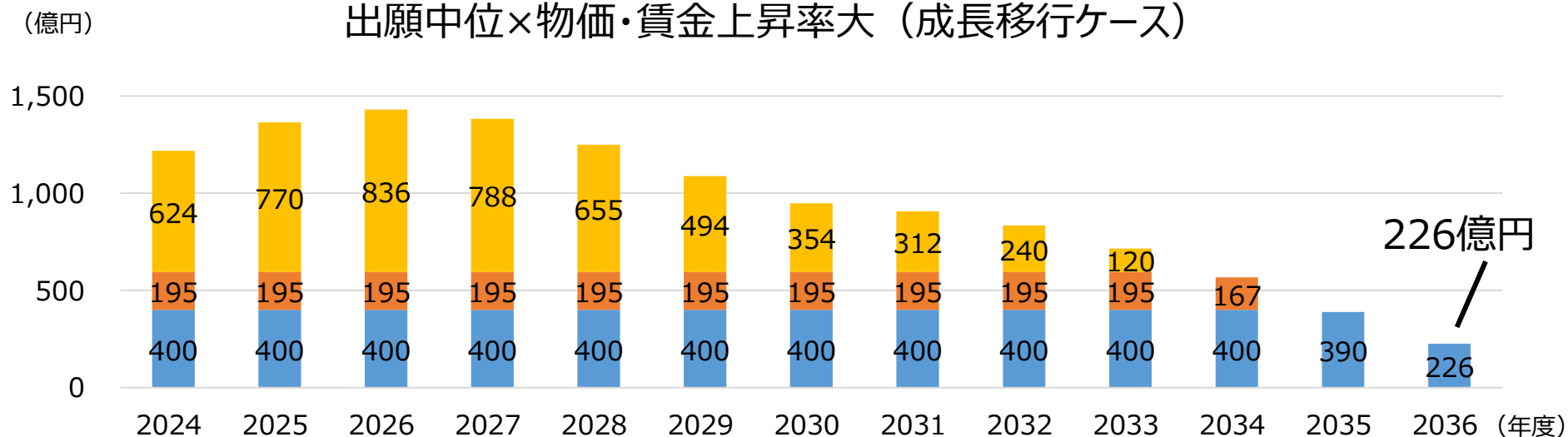
- 各年度の剰余金を、リスクバッファ400億円と、2030年代半ばに積み立てが必要とされる次期庁舎改修費195億円と、それ以外を「将来投資経費」とした（以下、同様）。
- なお、物価上昇率大のケースでは、出願低位・中位では2034年度段階において、次期庁舎改修費195億円分、2035年度段階において、リスクバッファ400億円を積み立てることが不可となっている。



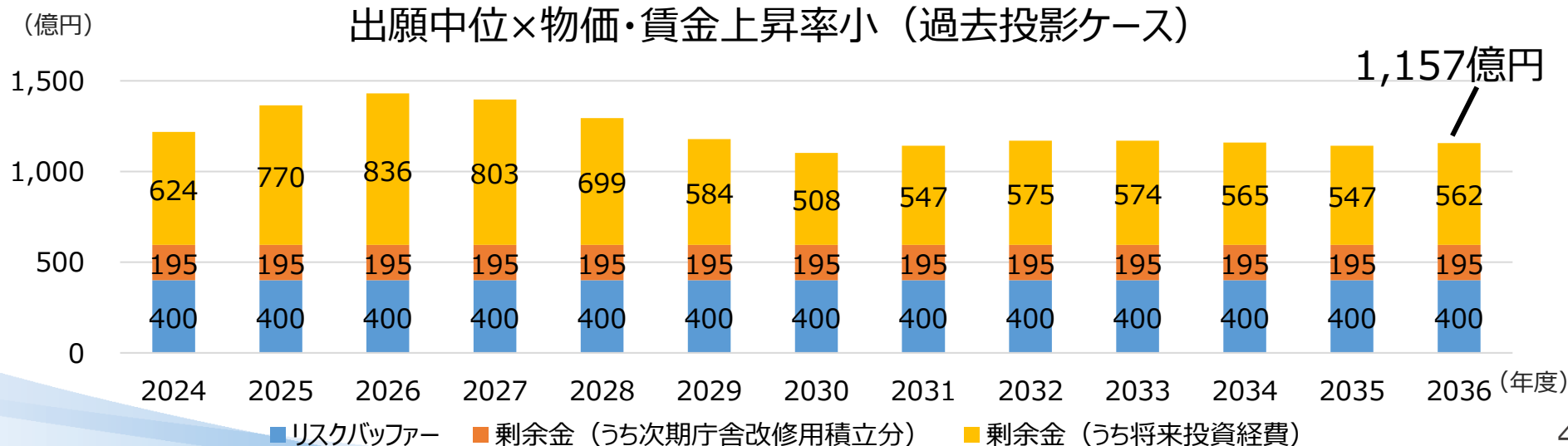
※1 中長期の経済財政に関する試算（令和7年8月7日経済財政諮問会議提出）より各ケースの物価上昇率・賃金上昇率を使用。

剰余金の見通し（中位シナリオ）

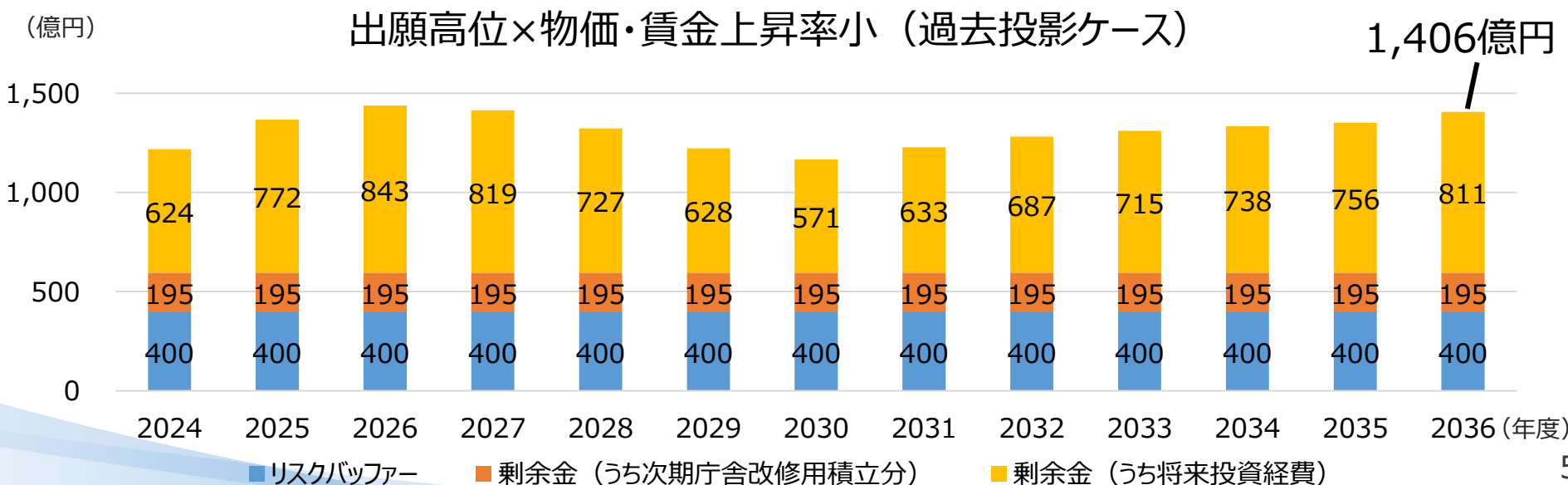
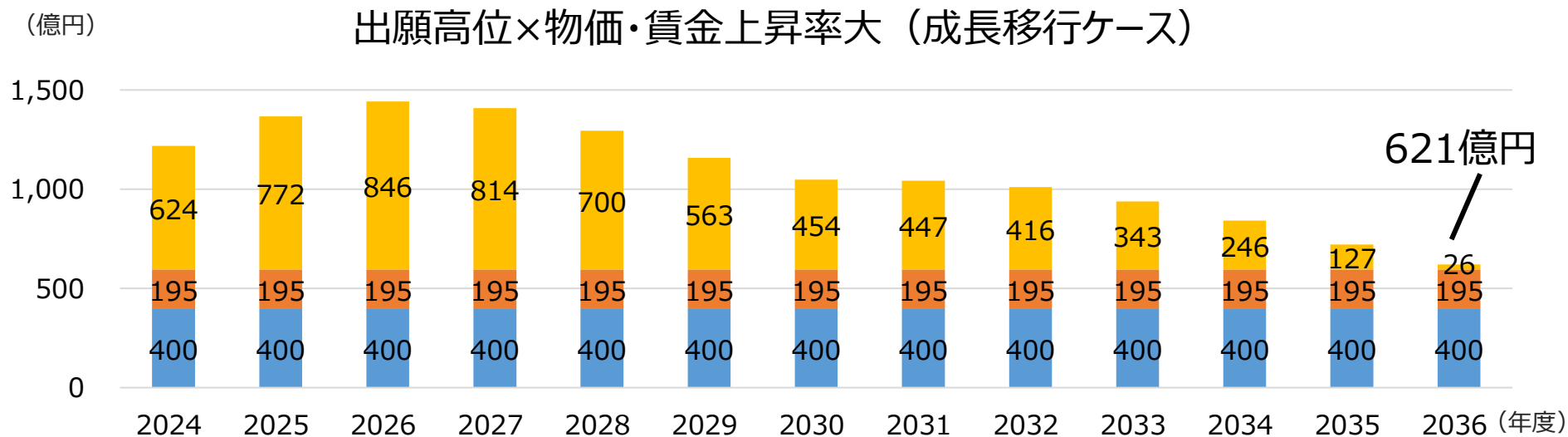
出願中位×物価・賃金上昇率大（成長移行ケース）



出願中位×物価・賃金上昇率小（過去投影ケース）



剰余金の見通し（高位シナリオ）



財政管理ダッシュボード（特許・件数）

- 2025年度上半期における特許の出願件数は前年度同期比-6.2%の14.2万件。審査請求件数は前年度同期比-0.5%の11.0万件。設定登録件数は前年度同期比-8.1%の9.3万件。
- 出願数・審査請求数は、特定の企業の動向に影響されると考えられるので、今後の状況を注視する必要がある。

トレンド分析（特許・件数）

2025年度上半期
出願件数
14.2万件
前年度同期比 -6.2%

2025年度上半期
審査請求件数
11.0万件
前年度同期比 -0.5%

2025年度上半期
登録件数
9.3万件
前年度同期比 -8.1%

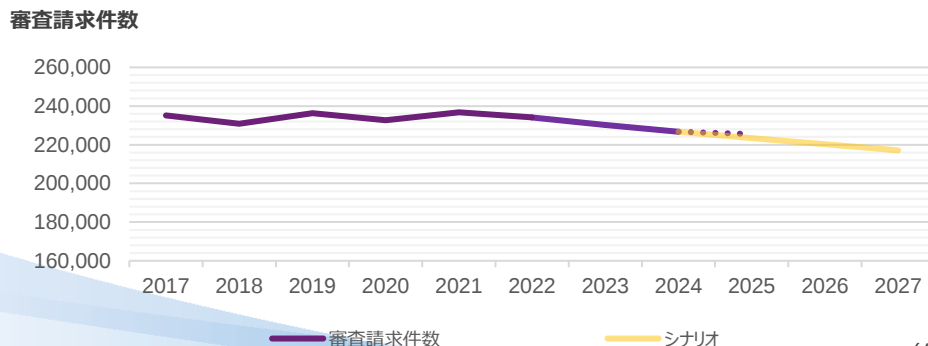
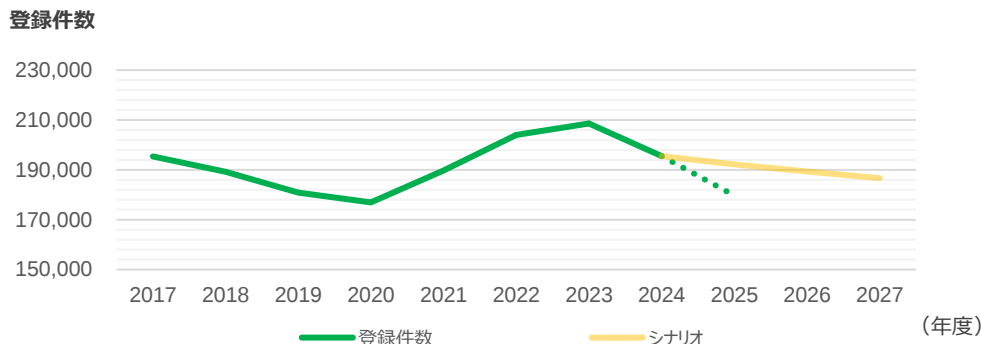
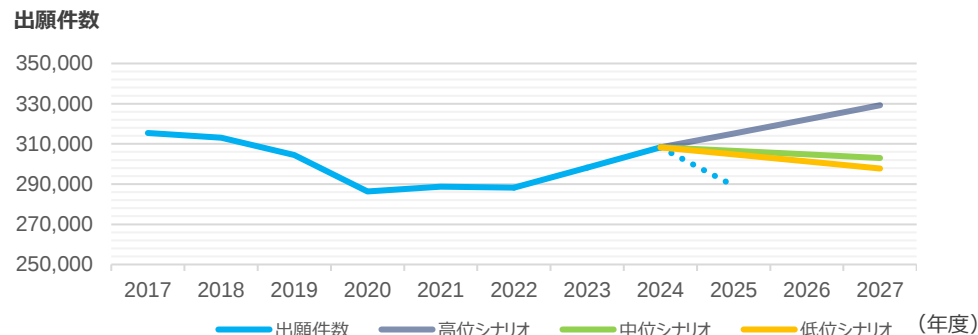
※件数は、速報値に基づく。

【参考】2024年度

歳入
1,180億円

件数トレンド（特許）

※2025年度の点線は、2024年度の件数と2025年度上半期の前年度同期比の増加率に基づく推定値。



過去の件数との比較（特許）

#	種別	2024年度 (①)	2023年度 (②)	2024-23 (①-②)÷②	2022年度 (③)	2023-22 (②-③)÷③
1	出願件数	30.8万件	29.8万件	+3.4%	28.8万件	+3.5%
2	審査請求件数	22.7万件	23.0万件	-1.5%	23.4万件	-1.7%
3	登録件数	19.6万件	20.9万件	-6.3%	20.4万件	+2.2%

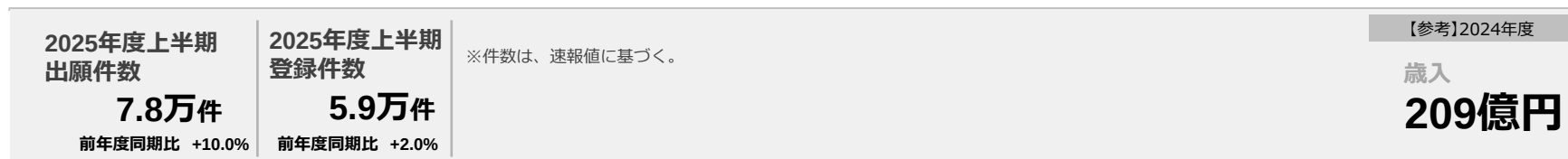
(年度) ※出願件数・審査請求件数・設定登録件数は、速報値に基づく。

財政管理ダッシュボード（商標・件数）

- 2025年度上半期における商標の出願件数※は前年度同期比+10.0%の7.8万件。過去3年連続の減少から、足下の2025年度上半期では増加となっているため、今後状況を注視する必要がある。
- 設定登録件数は、前年度同期比+2.0%の5.9万件。登録件数については、適正なFA期間（出願から一次審査通知までの期間）である6～7ヶ月を維持（2024年度：6.8月）しているため、出願件数や審査期間等から予測しているシナリオのトレンドに沿って推移している。

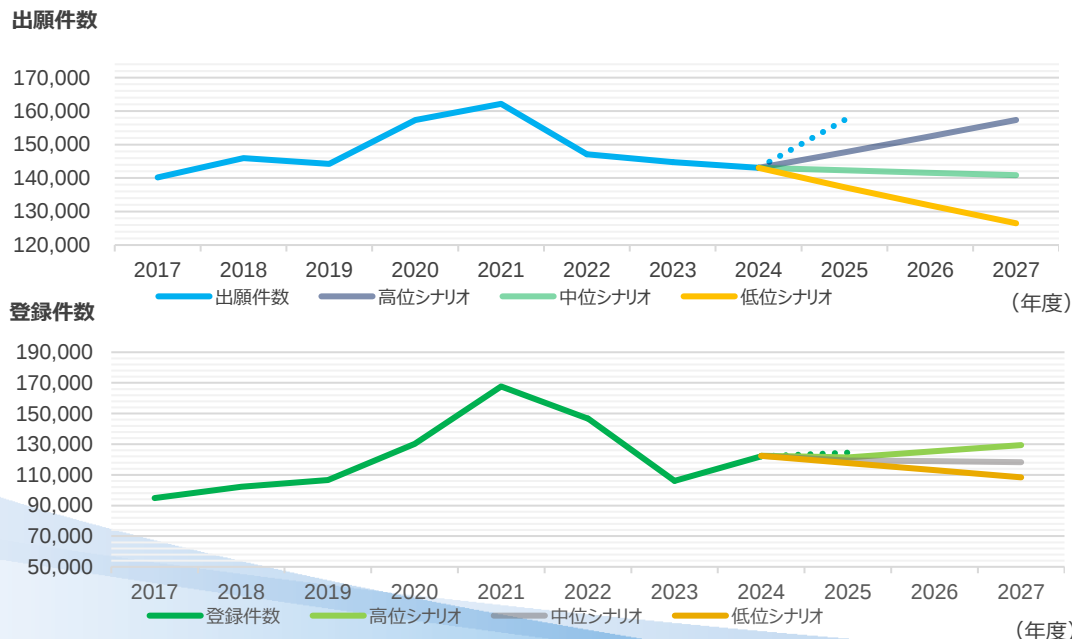
※国際商標登録出願及び料金未納により却下される一部出願を除く。

トレンド分析（商標・件数）



件数トレンド（商標）

※2025年度の点線は、2024年度の件数と2025年度上半期の前年度同期比の増加率に基づく推定値。



過去の件数との比較（商標）

#	種別	2024年度 (①)	2023年度 (②)	2024-23 (①-②)÷ ②	2022年度 (③)	2023-22 (②-③)÷ ③
1	出願件数	14.3万件	14.5万件	-1.2%	14.7万件	-1.6%
2	登録件数	12.2万件	10.6万件	+15.1%	14.7万件	-27.7%

※出願件数は、国際商標登録出願及び料金未納により却下される一部出願を除き、速報値に基づく。
登録件数は、国際商標登録、防護更新を除く。

財政管理ダッシュボード（PCT・件数）

2025年度上半期におけるPCTの出願件数は、前年度同期比-0.4%の2.2万件。下半期の動向も注視する。

トレンド分析（PCT・件数）

2025年度上半期
出願件数

2.2万件

前年度同期比-0.4%

※件数は、速報値に基づく。

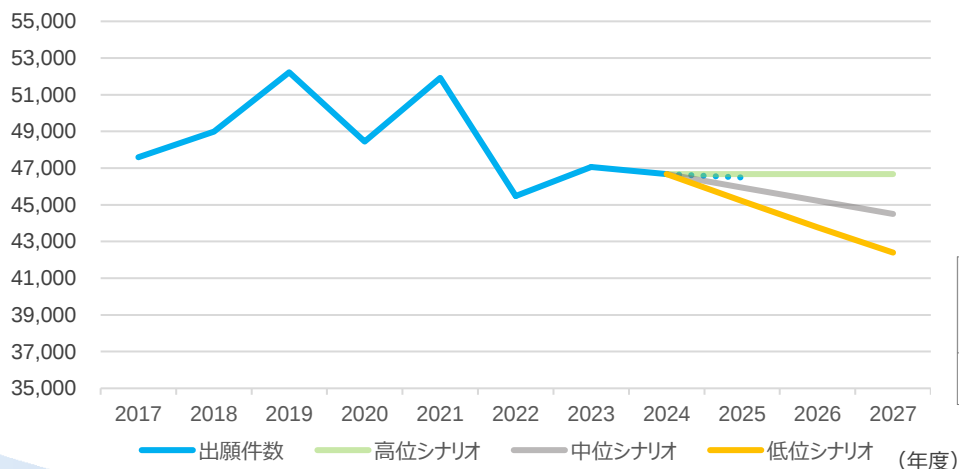
【参考】2024年度

歳入

77億円

件数トレンド（PCT）

出願件数



過去の件数との比較（PCT）

#	種別	2024年度 (①)	2023年度 (②)	2024-23 増減 (①-②)÷②	2022年度 (③)	2023-22 増減 (②-③)÷③
1	出願件数	4.7万件	4.7万件	-0.8%	4.5万件	+3.5%

※件数は、速報値に基づく。

財政管理ダッシュボード（剰余金管理）

2024年度の剰余金は、1,219億円となり、順調に回復している。

トレンド分析（実績トレンド）

2024年度剰余金実績

1,219億円

前年度比+25%

2024年度収支差実績

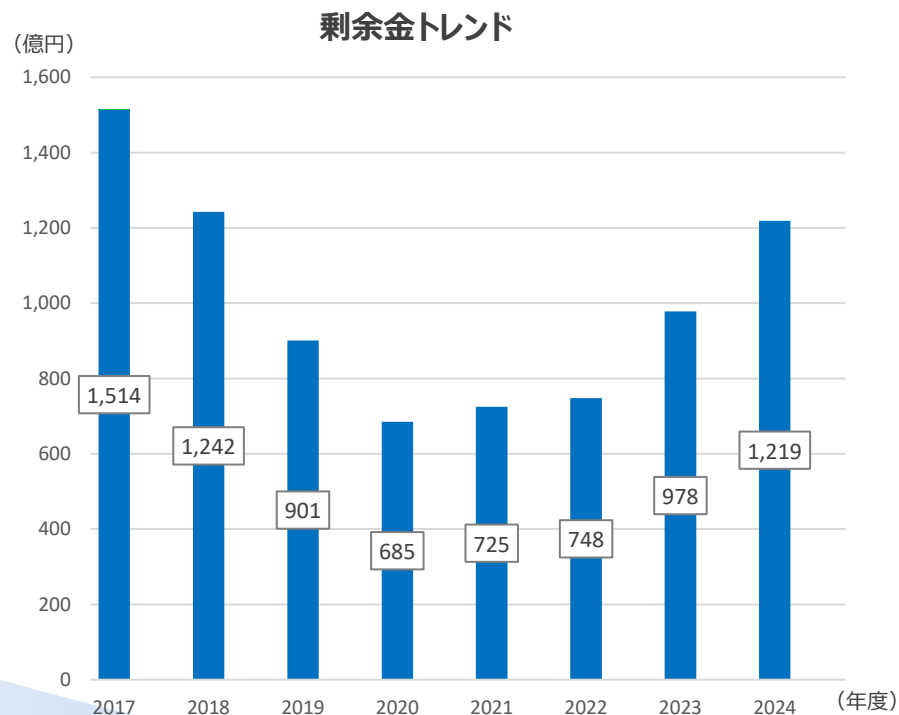
+241億円

前年度比+11億円

2024年度歳入実績

1,683億円

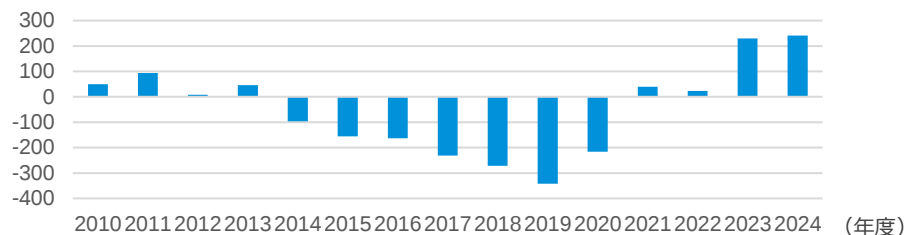
前年度比+4.2%



■ 剰余金実績

収支差トレンド

収支差実績 (億円)



■ 収支差実績

財務増減トレンド

#	種別	2024年度歳入実績	2024年度歳入予算との乖離	2024年度収支差実績	2023年度収支差実績	2022年度収支差実績
1	特許	1,180億円	5%	242億円	230億円	42億円
2	商標	209億円	2%	25億円	52億円	58億円
3	意匠	48億円	12%	-26億円	-16億円	-18億円
4	PCT	77億円	-11%	-37億円	-33億円	-54億円

出典：令和7年度管理会計手法を用いた特許特別会計の分析及び産業財産関係料金に関する調査研究をもとに特許庁作成

7. 情報公開（特許特別会計レポート）

特許特別会計レポート2025年度版

- 特許庁の財政運営について透明性を確保する観点から、情報開示物を作成することとし、令和5年2月に特許庁HPで2022年度版を公表。毎年作成することとしており、**令和7年2月には特許庁HPで2024年度版を公表したところ。**
- 今後、財政点検小委員会における御意見も踏まえながら、令和6年度決算及び令和8年度予算案等の最新情報を反映した**2025年度版を令和8年2月頃に公表すべく作業を進める。**

特許特別会計レポート 目次イメージ

エグゼクティブサマリー

1. 特許庁の役割と業務
2. 特許特別会計の概要
3. 料金の体系
4. 決算の概要
5. 予算の概要
6. 参考情報



2024年度版
(2025年2月公表)

特許庁

